提言書

平成 2 4 年 8 月

長崎県市長会

長崎県の市政推進につきましては、かねてより格別のご 高配とご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

長崎県13市においては、行財政改革に懸命に取り組みながら、複雑多様化する住民のニーズに的確に応え、個性豊かで活力に満ちたまちづくりの推進に努めているところでございます。

しかしながら、地方自治体を取り巻く行財政環境は年々厳しさの度を増してきております。

国においては「国と地方の協議の場」を法制化するなど、 基礎自治体を優先した地域主権改革に向けた取り組みを進 められているところですが、これからも地域主権改革がさ らに大きく前進することを期待しております。

つきましては、東日本大震災の復旧・復興、原発事故への対応、日本経済の再生等の課題もあり、大変厳しい行財政の状況下ではございますが、地域主権時代にふさわしい基礎自治体の実現に向け、事情をご賢察の上、政府予算の編成等にあたりましては、次の事項について特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成24年8月

長崎県市長会会長 長崎市長 田 上 富 久

長崎 県市 長会

富 田 上 久 長崎市長 朝 長 則 男 佐世保市長 横 修一郎 田 島原市長 宮 本 明 雄 諫早市長 松 本 大村市長 黒 田 成 彦 平戸市長 友 広 郁 洋 松浦市長 能 財部 成 対馬市長 白 Ш 博 壱岐市長 尾 郁 子 中 五島市長 田中 隆一 西海市長 村 愼太郎 奥 雲仙市長 米 幸 原 藤 南島原市長

提言事項目次

決議		不	活化ポリオワクチンの導入に伴う国の財政支援を求める決議	Р	1
第1	:	都	市財政の拡充強化に関する提言について	P	2
	1	÷	都市財政の充実強化について	Р	2
	2	;	条件不利地域における超高速ブロードバンド整備の実現について	Р	3
	3	:	地方消費者行政の抜本的拡充への支援等について	P	3
	4	;	消防・救急無線のデジタル化移行事業に対する財政措置等について	P	4
	5		国民保護措置の実施に係る支援の充実強化について	P	4
	6	;	浄化槽設置整備事業における財政支援制度の拡充について	P	4
	7	,	公共下水道への財政措置の拡大について	P	4
	8		廃棄物処理対策の強化について	Р	5
	9	;	海岸漂着物対策の財政支援措置について	Р	6
	10		大村湾等の閉鎖性海域における水質及び底質改善対策等について	Р	6
	11	;	治水事業に対する財政措置等について	Р	6
	12		地方バス路線維持対策について	Р	7
	13		水道事業に対する財政措置の強化について	Р	7
	14	. ;	急傾斜地崩壊対策事業に対する財源確保等について	Р	8
	15	i	離島航路事業補助における財政支援の拡充について	Р	8
	16	:	半島航路の維持・確保について	Р	8
	17	İ	離島地域における燃油コスト等の格差是正について	Р	8
第2		合	併市町村への支援策の充実に関する提言について	P 2	5
第3		玉	民健康保険制度及び新たな高齢者医療制度に関する提言について	P 2	9
第4	:	地:	域医療保健の充実強化に関する提言について	P 3	2
	1	:	地域医療における医師確保対策等について	P 3	2
	2	;	妊婦健診に対する財政的支援について	P 3	2
	3		感染症等対策について	P 3	3
	4	!	特定不妊治療について	P 3	3
第5		褔	祉施策の充実強化に関する提言について	P 3	8
	1		保健福祉施策等の充実強化について	P 3	8
	2		障害者福祉施策の充実強化について	P 3	9
	3		「子ども・子育て新システム」に係る制度の周知等の徹底について	P 3	9
第6		介	護保険制度に関する提言について	P 4	2
第7		生	活環境の保全・整備等の充実に関する提言について	P 4	4
	1	;	光化学スモッグの原因究明及び対策について	P 4	4
	2		九州大学地震火山観測研究センターにおける雲仙岳の		
			火山監視・観測・研究体制の充実強化について	P 4	4
第8		九	州新幹線等の整備促進に関する提言について	P 4	6
第 9		高	速道路網等の整備促進に関する提言について	P 4	9

	1	道路整備の安定的財源確保について P 49
	2	道路網の整備について P 49
	3	港湾の整備促進について P 50
第10	農	農林水産業の振興に関する提言について P 58
	1	農業の振興対策について P 58
	2	独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構
		「果樹研究所カンキツ研究口之津拠点」の存続についてP59
	3	TPP(環太平洋連携協定)参加への慎重な対応について
	4	水産業の振興対策について P 60
第11	벍	也域経済の活性化に関する提言について P 64
	1	企業立地促進のための支援措置についてP64
	2	九州地方整備局雲仙復興事務所による雲仙普賢岳溶岩ドームの崩壊
		影響に関する技術的検討の実施と同事務所の存続について P 64
	3	ジオパークを対象とした取り組みへの支援制度の創設について P 64

不活化ポリオワクチンの導入に伴う国の財政支援を求める決議

ポリオの予防接種について、国は、今年9月から、現在の生ポリオワクチンに替えて不活化ポリオワクチンを導入し、定期予防接種における生ポリオワクチンの使用を中止するとともに、その後11月を目標に4種混合ワクチン(現在の3種混合ワクチンに不活化ポリオワクチンを加えたもの)を導入する方針を示している。

不活化ポリオワクチンの導入により、接種の安全性がより高まるとともに、 医療機関において1年を通しての接種が可能となることから、接種機会が拡大 し被接種者の利便性が向上することとなる。

しかし、不活化ポリオワクチンは、生ポリオワクチンに比べ単価が非常に高いことに加え、接種回数が増加することから、被接種者一人当たりの接種費用が大幅に増加する。

一方、定期予防接種の費用については、予防接種法上は低所得者を除き、被接種者から実費を徴収することができるものの、感染症の蔓延防止の観点から高い接種率を維持する必要があることや被接種者には接種を受ける努力義務が課せられているため、全国のほとんどの市区町村が、定期予防接種のうちー類疾病については、被接種者に自己負担を求めていないのが現状である。

こうしたことから、定期予防接種(一類)に位置づけられる不活化ポリオワクチン等の接種についても、従来どおり市において費用の全額を負担することとなれば、市の財政負担は大幅に増加する見込みである。

よって、国においては、国民の生命を守る観点から、下記の事項について、 特段の措置を講じるよう強く要請するものである。

記

不活化ポリオワクチン及び4種混合ワクチンの導入にあたっては、国の責任 において早急に財政支援策を講じること。

以上決議する。

平成24年8月22日

長崎県市長会

都市財政の拡充強化に関する提言について

都市財政を拡充強化し、都市自治体が責任をもって自立した行財政運営を進める ため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

1.都市財政の充実強化について

(1)地方税の充実強化による地域主権の推進について

地域主権改革の進展に伴い、税源移譲を含む財源配分の見直しなどにより、 地方税中心の歳入構造を確立すること。

税源の偏在が小さく安定性を備えた地方税体系を構築するため、地方消費税の充実強化を図っていくこと。

平成19年度からの税源移譲においては、普通交付税の基準財政収入額の算定にあたり、当面の措置として税源移譲に伴う影響額を100%算入することとなっているが、制度開始から5年が経過していることから、本来の地方税としての取り扱いである75%算入を行うこと。

さらには、税源移譲相当額の積算にあたっては、平成11年度の最高税率の引き下げ等の税制改正の影響分を控除するなど、地方の負担を軽減する措置を講じること。

(2)地方交付税の総額確保について

地方の必要な施策を行うために要する財政需要を的確に措置し、地方交付税の所要額を充実確保するとともに、地方交付税の算定にあたっては多くの離島 や半島を抱えるという本県の特殊性を十分考慮したものとすること。

国から地方への税源移譲に伴う税源偏在による地方自治体間の財政力格差是正と一定の行政水準を確保するために、財源調整と財源保障の両機能を強化するとともに地方の財政需要に見合う総額の安定的確保を図ること。

行財政改革等により実施される公営施設の民間移譲に対しては、病院事業における病床削減時の既存交付税措置の5年間継続の取扱いに準じ、民間移譲後一定期間における普通交付税措置の延長について特例的に認めること。

平成24年度の地方財政対策では、復旧・復興事業、緊急防災・減災事業について、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとされているが、平成25年度以降においても同様の措置を講じ、必要な地方交付税の総額を確保すること。

(3)国庫補助負担金の見直し等について

国の財政再建のための補助負担率の引き下げや、適正な額の税源移譲を伴わない国庫補助負担金の廃止・縮減は行わないこと。また、国庫補助負担金の廃

止と地域自主戦略交付金の今後の内容の検討等にあたっては、地方の意見を十分に踏まえ、事業の執行に支障が生じないよう、その総額確保を図るとともに、 地方交付税制度との整合性にも十分留意して制度設計を行うこと。

国庫補助負担金の見直しにあたっては、対象事業の継続実施の必要性等について、「国と地方の協議の場」を活用するなどして、地方の意見を十分反映させること。

東日本大震災被災地の復旧、復興については、財政措置を含め十分な対策を 講じるとともに、被災地以外の各自治体に対する国庫補助負担金の配分につい ても、必要な公共事業の執行に支障が生じないよう留意すること。

(4)施設整備事業に対する財政措置について

義務教育施設等、住民生活に直結する基礎的サービスを提供する施設の整備 事業については、各自治体の財政規模も考慮しつつ、事業の円滑な執行が確保 され、平準的な財政運営が可能となるよう、地方債と地方交付税措置の組合せ により万全の措置を講じること。

2 . 条件不利地域における超高速プロードバンド整備の実現について

2015年頃を目途にすべての世帯で超高速ブロードバンドサービスを利用する「光の道」構想を実現するため、条件不利地域における超高速ブロードバンド整備について、民間通信業者の基盤整備を促進する財政及び技術的な支援措置並びに維持管理に対する支援措置を講じること。

3.地方消費者行政の抜本的拡充への支援等について

(1)地方財政措置について

地方消費者行政の体制・人員・予算を抜本的に拡充強化するための恒久的か つ消費者行政費に直接充当できる地方財政措置を講じること。

(資料 1-1 参照)

(2)法制度の整備について

消費者の苦情相談が地方自治体の消費生活相談窓口で助言及びあっせん等により、適切に解決されるために、「消費者安全法」における市町村の消費生活センター設置の努力義務規定の見直しなど必要な法制度の整備を講じること。

(3)全国消費生活情報ネットワーク・システムの改善について

消費者被害情報の集約のため活用されるPIO-NET(パイオネット:全国消費生活情報ネットワーク・システム)については、有益なものであるが、消費生活相談員のデータ入力作業に時間を要し、過大な負担となっている。

こうした現状を踏まえ、消費生活相談員の負担軽減と入力に要する事務処理

に必要な財源措置を含めた改善を図ること。

4.消防・救急無線のデジタル化移行事業に対する財政措置等について

(1)デジタル化移行事業に係る財政措置について

消防・救急無線のデジタル化については、地域の特性により整備費用の多寡が生じるものであるため、新たな補助金の創設を含め、地域の実情に応じて補助のあり方の見直し、拠出する一般財源部分への地方債の適応等十分な財政措置を講じること。

(2)運用管理経費に係る財政措置について

デジタル無線化後の運用管理に係る経費等についても、明確な財政措置を講じること。

5. 国民保護措置の実施に係る支援の充実強化について

(1)地方自治体負担経費の財政措置について

地方自治体が実施する国民保護のための措置に係る費用については、原則として国の負担とされているが、地方自治体の負担とされる職員の給与、管理及び行政事務の執行に要する費用等についても、国の責任において必要な財政措置を講じること。

また、有事に備えて、資機材の整備や、国、都道府県、市町村、関係機関が連携した訓練を継続するとともに、自治体独自の訓練の実施等に要する経費についても、原則、国の負担とすること。

(2) NBC(核・生物・化学)攻撃に対する対応策の整備について

NBC(核・生物・化学)攻撃による被害想定及びこれに基づく対応策について、国の責任において十分な研究を行い、早期に示すとともに、資機材や特殊な薬品等の適切な備蓄、調達体制を早急に整備すること。

6. 浄化槽設置整備事業における財政支援制度の拡充について

浄化槽設置整備事業について、現行の補助基準額が実態に見合っていないため、 補助基準額の拡大及び拡充を図ること。また、浄化槽の適正な維持管理を促進す るため、維持管理費に対する財政措置を含め、支援措置を充実すること。

(資料1-2参照)

7.公共下水道への財政措置の拡大について

(1)市町村に対する支援措置について

長崎県においては、平成21年度から新汚水処理交付金制度を設け、生活排

水処理事業の推進を図っているところであり、国においても財政支援措置の拡 大を図ること。

(2)下水道施設への接続率向上について

下水処理施設等の整備が年々進められ下水道事業の普及が進んでいる中、施設の適正な維持管理を図る上で利用者の接続率の向上は重要な課題である。

国において接続率の向上を図るための財政支援措置の拡充を講じること。

なお、社会資本整備総合交付金の効果促進事業では、単独管渠事業や加入促進事業への充当が可能とされているが、普及率が低い自治体においては施設整備を優先する必要があるため、現状では、加入促進事業に対する財源を確保することが困難である。

(資料1-3参照)

8.廃棄物処理対策の強化について

(1)廃棄物処理施設等について

地域性並びに各公共団体の財政状況等を考慮しながら、住民が真に安全性・ 必要性を理解できる廃棄物処理施設に係る方針を明確にすること。

一般廃棄物処理施設の解体撤去工事費については、解体のみの場合も交付金の対象とすること。また、し尿処理施設の解体撤去工事においても、同様の対象とすること。

リサイクル施設の増設・改造に対する財政措置の充実を図ること。

(2)容器包装リサイクル法について

拡大生産者責任に基づいて、市町村と特定事業者との費用負担及び役割分担を見直すことにより、容器包装廃棄物に係る回収から再商品化における費用の事業者負担を義務付けること。また、その義務付けが実現するまでの間、自治体において負担している分別収集事務事業に要する人件費、車両、処理負担金等の経費に対する財政支援措置を講じること。

容器包装廃棄物発生抑制の一環として、使い捨て容器の製造・販売を規制する法令整備及び再利用可能な容器、いわゆるリターナブル容器の使用・回収が確実に行われるデポジット制度の法制化を早期に実施すること。

(3) 家電リサイクル法について

特定家庭用機器再商品化法の対象となる家電製品の販売価格について、あらかじめ回収やリサイクルにかかる費用を含める制度とすることとし、その制度が確立されるまでの間、収集運搬料については、全国基準額を定め、離島地区の負担増等に対しては助成措置を講じること。

法令で定める家電4品目のうち、テレビ受信機に液晶式及びプラズマ式テレ

ビ並びに衣類乾燥機が加えられたが、電子レンジ等の大型・重量家電品につい ても対象品目とすること。

指定引取場所の設置に際しては、離島地区を含め、すべての市町村に設置するなど適正な配置を行うこと。

不法投棄については、国・事業者の責任により啓発を行うなど防止対策の徹底をはかるとともに、不法投棄が生じた場合の費用については、全額製造業者等の負担となるような制度とすること。

9.海岸漂着物対策の財政支援措置について

(1)財政支援の継続について

平成24年度以降についても、海岸漂着物処理推進法第29条に規定する「離島地域の処理経費に対する特別の配慮を行う」に基づき、従前の「地域グリーンニューディール基金事業」と同等の財政支援措置を引き続き講じること。

(2)支援措置の拡充について

海岸漂着物の効率的な処理を行うため、必要な処理施設の整備に対する支援措置の拡充を図るとともに、技術開発に関する支援措置を講じること。

(資料1-4参照)

10. 大村湾等の閉鎖性海域における水質及び底質改善対策等について

閉鎖性海域における効果的な浄化対策を確立するため、全国的にも稀な二重性の閉鎖性海域である大村湾をモデルとして、浄化のための調査研究を行う機関を大村湾近郊に設置すること。また、その研究により確立された浄化対策を全国の閉鎖性海域において早急に実施すること。

(資料 1-5 参照)

11.治水事業に対する財政措置等について

(1)河川の定期的な除草及び浚渫について

国が管理する河川及び県が管理する河川内の堆積物や草木による通水阻害に対する住民の不安意識は高く、また、河川内の草木に寄生する害虫の発生など生活環境への悪影響などが懸念されていることから、治水事業の一環として河川の定期的な除草や浚渫を要請する。

(2) 治水事業に係る財政支援について

自治体が管理する河川の浚渫事業については、国の補助事業や起債事業の制度がなく、自治体の自主財源のみで実施しているが、財政基盤が脆弱なため、目的達成には程遠い現状であることから、河川浚渫事業に対する財政措置を講

じるとともに、防災の観点からの治水事業全般に係る財政措置の拡充を要請する。

(資料1-6参照)

12.地方バス路線維持対策について

平成23年度から「地域公共交通確保維持改善事業」を創設し、支援の充実が 図られているが、地域間幹線系統路線、国補助路線以外の生活路線(フィーダー 系統路線)の補助要件緩和等、市町村が実施する施策に対する財政措置の充実・ 強化を図ること。

(資料1-7参照)

13. 水道事業に対する財政措置の強化について

(1)水道施設の耐震化について

東日本大震災における被害の状況からも、水道施設・管路の耐震化は喫緊の課題であるが、現在の補助金採択基準では、地震防災対策強化地域に指定されている地域などの条件があるため、これらの条件を見直すとともに、水道施設の耐震化を促進するための更なる財政措置を行うこと。

(2) 更新事業及び再構築事業について

老朽化した水道施設の更新事業及び再構築事業に対する補助金採択基準のさらなる緩和を行うとともに、現在、補助対象とならない取水・導水・浄水・送水・配水施設の更新事業に対する新たな財政支援措置を講じること。

(3)合併に係る水道事業関連経費について

公営企業における合併に係る水道事業関連経費については、一般会計における合併推進債等の活用に対する後年度交付税措置額に見合う、新たな財政支援措置を独自に創設すること。

(4)水道施設の危機管理施策について

水道事業体では水道施設への不法侵入対策、毒物投入防止対策等各種の危機 管理施策を講じてきているが、これらをより万全なものとするためには、多額 の事業費を要することから、これを支援する財政措置を行うこと。

(5)簡易水道統合事業計画の期限について

平成28年度までとなっている簡易水道統合事業計画の期限について、水道 事業の財政状況等を勘案し、撤廃又は延長すること。

(資料 1-8 参照)

14. 急傾斜地崩壊対策事業に対する財源確保等について

国においては、社会資本整備重点計画に基づき重点的かつ効率的に事業を進めることとしているが、がけ崩れの災害から国民の生命・財産を守るため、所要の財源の確保と事業採択要件の緩和について、格別の配慮がなされることを要請する。

(資料1-9参照)

15.離島航路事業補助における財政支援の拡充について

(1)補助制度の柔軟な対応について

平成23年度より実施された地域公共交通確保維持改善事業の中に、離島航路に対する支援も盛り込まれているが、あらかじめ計画に計上されていない船舶の老朽化等に伴う想定外の経費についても補助の対象とする等、各航路の実態に沿った柔軟な対応を行うこと、また、今後も更に離島航路補助への十分な財源を確保するとともに、競合航路への支援対象の拡大、ジェットフォイルや海上タクシーなどの離島航路補助制度への適用化等見直しを行うこと。

(2)貨物輸送運賃の低廉化について

旅客運賃については低廉化制度が設けられたが、本土離島間における貨物輸送運賃の低廉化を図る施策を検討するなど、財政支援措置を講じること。

(資料1-10参照)

16. 半島航路の維持・確保について

国においては、半島航路の安定的な運航の確保を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

- (1)価格競争力を維持するための公的支援措置の実施
- (2)船舶の燃料効率の改善など経営基盤の強化策の実施
- (3) 貨物や人の輸送手段の転換を図ることを促進するための施策の充実
- (4)地方が実施する港湾使用料減免等の支援策に対する財政措置
- (5)観光需要、交流人口の拡大等活性化に資する施策の拡充

(資料1-11参照)

17. 離島地域における燃油コスト等の格差是正について

離島ガソリンについては、平成23年度から補助制度が設けられ、平成24年6月に補助単価の見直しが行われたが、未だに本土との価格差が見られるため、制度を見直すとともに離島ガソリン税の減免等、新たな制度の早期創設に向けて、特段の措置を講じるよう強く要請する。 (資料1-12参照)

1 消費者行政の状況調査(消費生活センターを設置している市に限る)

			長崎市	佐世保市	諫早市	大村市	雲仙市	島原市	五島市	松浦市	南島原市
人口			438,746	259,550	141,982	92,640	47,787	48,139	41,079	25,296	51,403
世帯数		202,854	105,261	57,352	38,948	16,679	18,883	20,457	10,295	18,715	
消費者セン	ンター職員	数(人)	25	7	5	5	5	3	4	2	5
	うち、消費者 ている職員	皆行政に関する業務を行っ 数(人)	12	4	5	1	3	3	2	2	3
	うち、消費生	生活相談員数(人)	5	3	2	4	2	2	1	2	2
	单位:千円、	予算額(平成24年度当 正規職員の人件費、計量	38,266	34,587	16,734	15,963	7,496	7,305	5,346	7,128	7,292
		:地方消費者行政活性化基 当等(千円))	5,134	0	5,263	11,158	5,078	2,363	2,000	4,506	5,013
			13.42%	0.00%	31.45%	69.90%	67.74%	32.35%	37.41%	63.22%	68.75%
		うち基金の「一元的相談窓 口緊急整備事業」により相 談員の人件費に充当する 額(千円)	0	0	0	1,982	4,716	2,363	329	2,607	3,947
			0.00%	0.00%	0.00%	12.42%	62.91%	32.35%	6.15%	36.57%	54.13%
	(一般財源	(千円))	33,132	34,587	11,471	4,805	2,418	4,942	3,346	2,622	2,279
			86.58%	100.00%	68.55%	30.10%	32.26%	67.65%	62.59%	36.78%	31.25%
		相談員報酬(含む共済費) 基金+一財)	14,700	9,034	4,503	6,787	4,716	6,339	3,268	2,607	4,504
			38.42%	26.12%	26.91%	42.52%	62.91%	86.78%	61.13%	36.57%	61.77%
23年度相	談件数(件)	3,532	2,077	858	425	165	368	167	100	148
22年度相	談件数(件)	3,464	2,032	935	399	157	359	154	71	127

[※] 松浦市は、消費生活相談室。

◎長崎県内(13市)における浄化槽補助基数および事業費(平成22年度分実績)

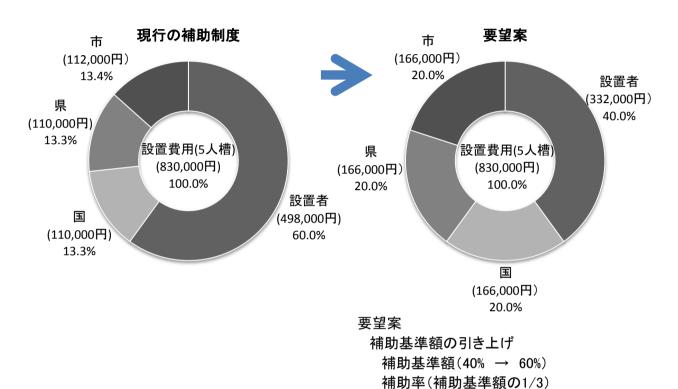
市	補助基数	補助対象 設置費用額(千円)
長崎市	101	40,268
佐世保市	309	147,891
島原市	148	57,282
諫早市	433	354,800
大村市	27	15,900
平戸市	100	56,519
松浦市	47	18,682
対馬市	22	10,541
壱岐市	115	87,653
五島市	200	60,440
西海市	48	25,661
雲仙市	82	42,453
南島原市	119	54,638
計	1,751	972,728

[※]各市実績調査結果による。

○浄化槽設置整備事業の補助制度概要

現行の補助制度

区分	設置費用	設置者	国	県	市	国+県+市
負担割合	100.0%	60.0%	13.3%	13.3%	13.4%	40.0%
5人槽	830,000 円	498,000 円	110,000 円	110,000 円	112,000 円	332,000 円
6~7人槽	1,035,000 円	621,000 円	138,000 円	138,000 円	138,000 円	414,000 円
8~10人槽	1,365,000 円	819,000 円	182,000 円	182,000 円	182,000 円	546,000 円



〇【参考】1世帯当たりの浄化槽維持管理経費(佐世保市の場合)

(単位:円)

※ 補助基準額は、国+県+市

						(+12.13/		
			法定	検査	維持管理	経費合計		
人槽	保守点検	清掃	1年目	2年目以降	()は下水道使用料との差			
			-+-	2十日以降	1年目	2年目以降		
5人槽	15,300	22,400	11,400	6,000	49,100 (27,900)	43,700 (22,500)		
7人槽	15,000	29,600	11,400	6,000	56,000 (34,800)	50,600 (29,400)		
10人槽	15,000	39,900	11,400	6,000	66,300 (45,100)	60,900 (39,700)		

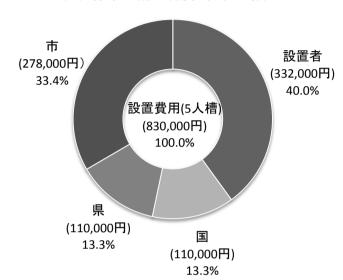
^{※1}世帯当たりの平均下水道使用料・・・年間約21,200円

[※]維持管理費については、H21,22年度の維持管理委託契約書からの平均値

【参考】佐世保市の補助制度(改築の場合)

区分	設置費用	設置者	国	県	市	国+県+市
負担割合	100.0%	40.0%	13.3%	13.3%	33.4%	60.0%
5人槽	830,000 円	332,000 円	110,000 円	110,000 円	278,000 円	498,000 円
6~7人槽	1,035,000 円	414,000 円	138,000 円	138,000 円	345,000 円	621,000 円
8~10人槽	1,365,000 円	546,000 円	182,000 円	182,000 円	458,000 円	822,000 円

佐世保市の補助制度(改築の場合)



佐世保市浄化槽設置補助金額(国+県+市)

(単位:千円)

通常	申請者原	居住住宅	申請者居住住宅以外			
人槽区分	改築	新築	改築	新築		
5人槽	498	374	249	187		
6~7人槽	621	466	311	233		
8~50人槽	822	617	411	309		

(単位:千円)

高度	申請者原	居住住宅	申請者居住住宅以外			
人槽区分	改築	新築	改築	新築		
5人槽	610	486	305	243		
6~7人槽	693	538	347	269		
8~50人槽	850	645	425	323		

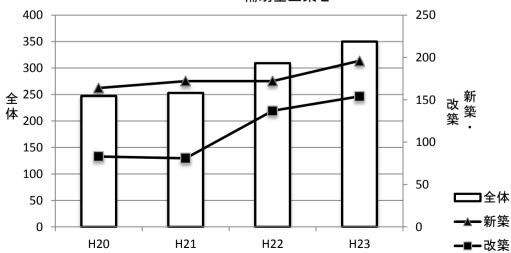
◎平成22年度から補助金を上乗せした結果

(単位:基)

結果 :	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
補助基数	247	253	309	350
うち改築	83	81	137	154
うち新築	164	172	172	196



補助金上乗せ



公共下水道事業概要(H22.3.31現在)

項目	長崎市	佐世保市	島原市	諫早市	大村市	平戸市	松浦市	対馬市	壱岐市	五島市	西海市	雲仙市	南島原市
(1)行政人口(人)(A)	444,757	265,921	48,949	141,788	91,824	36,584	25,836	35,724	30,589	42,652	32,344	49,399	52,928
(2)下水道処理区域内人口(人)(D)	396,753	143,699	未着手	71,175	81,040	未着手	4,260	未着手	2,608	未着手	1,267	15,099	4,736
(3)水洗便所設置済人口(人)(E)	370,266	130,950		54,038	76,604		1,598		1,099		305	6,910	2,521
(4)全体計画面積(ha)(H)	7,077	3,830		3,417	2,506		398		187		163	611	286
(5)普及率													
ア 下水道普及率D/A×100(%)	89.2	54.0		50.2	88.3		16.5		8.5		3.9	30.6	8.9
イ 接続率E∕D×100(%)	93.3	91.1		75.9	94.5		37.5		42.1		24.1	45.8	53.2
(6)総事業費(千円)(J)	302,065,738	95,420,968		83,254,321	68,479,033		6,161,322		5,464,570		4,875,504	20,685,362	10,628,697
同上財源													
ア 国庫補助金(千円)	100,718,145	38,690,678		26,845,950	24,355,041		2,517,085		2,530,600		2,299,742	8,801,444	4,592,250
イ 起債(千円)	165,798,653	48,045,040		41,742,030	36,781,654		2,994,600		2,572,200		2,167,100	9,511,800	4,483,500
ウ 受益者負担金(千円)	3,795,973	2,517,534		3,403,532	2,133,246		41,430		41,688		11,200	358,943	66,615
エ その他(千円)	31,752,967	6,167,716		11,262,809	5,209,092		608,207		320,082		397,462	2,013,175	1,486,332
同上のうち使途内訳													
ア 管きょ費(千円)	179,075,947	58,655,594		54,924,301	48,713,742		4,368,135		3,104,572		2,500,053	13,059,433	5,142,073
イ ポンプ場費(千円)	19,842,722	4,884,235		4,012,530	4,108,706		-		203,423		-	921,397	716,982
ウ 処理場費(千円)	89,459,723	31,686,731		18,845,646	15,367,575		1,768,542		2,156,575		2,375,451	6,197,992	3,827,726
エ 流域下水道建設費負担金(千円)	-	-		3,967,460	258,966		_		-		-	-	-
オ その他(千円)	13,687,346	194,408		1,504,384	30,044		24,645		_		-	506,540	941,916
(7)補助対象事業費(千円)(K)	190,203,097	72,336,930		54,779,137	44,604,140		4,795,410		4,899,050		4,438,462	16,628,862	9,024,000
(8)補対率K/J×100(%)	62.97	75.8		65.8	65.1		77.8		89.7		91.0	80.4	84.9
(9)下水管布設延長(km)	1,738	565		436	482		34		31		19	164	52
(10)終末処理場数(ヶ所)	8	3		4	1		1		2		2	4	2
(11)計画処理能力(m³/日)(L)	261,690	128,900		34,080	55,700		8,800		2,740		3,500	13,300	5,800

^{*}出典:総務省自治財政局編「地方公営企業年鑑 第57集(平成21年4月1日~平成22年3月31日)」

海岸漂着物対策の財政的支援措置に関する資料 対馬市

年度	事業名	参加延べ人数	回収量	事業費(千円)	補助金額
13	県不法投棄物等撤去事業	200人	ポリ容器 6,000個	1,221	
14	県不法投棄物等撤去事業	400人	ポリ容器 4,350個	3,067	
15	釜山外国語大学校学生とのボランティアによる海岸清掃(県不法 投棄物等撤去事業)	410人 学生160人 一般250人	漁業用フロート、ポリ容 器、家電製品等300㎡	4,682 (内処理経費 2,560)	
16	釜山外国語大学校学生とのボランティアによる海岸清掃(不法投棄物等撤去事業)	780人 学生260人 一般520人	漁業用フロート、ポリ容 器、家電製品等510㎡	5,390 (内処理経費 3,560)	1,500千円
17	・県漂流・漂着ごみ撤去事業 ・県漁業公害等対策事業	島内13箇所	漁業用フロート、ポリ容器、家電製品等720㎡	6,000 (内処理経費 5,532)	・県漂流・漂着ごみ撤去事業 1,500千円
.,	釜山外国語大学校学生とのボランティアによる海岸清掃	850人 学生240人 一般610人	漁業用フロート、ポリ容器、家電製品等650㎡	9,109 (内処理経費 4,872)	·県漁業公害等対策事業 3,000千円
18	・第1回日韓学生つしま会議 〜漂着ごみを拾う・考える〜 ・釜山外国語大学校学生とのボランティアによる海岸清掃 (県漂流・漂着ごみ撤去事業)	659人 学生451人 一般208人	漁業用フロート、ポリ容 器、家電製品等230㎡	6,722 (内処理経費 2,950)	2,807千円
19	釜山外国語大学校学生とのボランティアによる海岸清掃等 (県漂流・漂着ごみ撤去事業)	452人 学生200人 一般252人	漁業用フロート、ポリ容 器、家電製品等520㎡	7,372 (内処理経費 3,882)	3,213千円
	・第2回日韓学生つしま会議 〜漂着ごみを拾う・考える〜	129人 日本側82人 韓国側47人	漂着ごみ30㎡回収の他、 削減に関するワークショップ を実施	3,002/	環境省モデル調査と同時に実施
20	日韓市民ビーチクリーンアップ (釜山外国語大学校学生とのボランティアによる海岸清掃)	379人 学生200人 一般179人	漁業用フロート、ポリ容器、家電製品等304㎡	7,933 (内処理経費	災害等廃棄物処理事業(国) 2,372千円
20	・第3回日韓学生つしま会議 〜漂着ごみを拾う・考える〜	128人 日本側81人 韓国側47人	漂着ごみ67㎡回収の他、 削減に関するワークショップ を実施	5,292)	漂流・漂着ごみ撤去事業(県) 826千円
21	日韓市民ビーチクリーンアップ2009 (金山外国語大学校学生とのボラン ティアによる海岸清掃)	354人 学生103人 一般251人	魚網・ロープ、発泡スチロール、漁業用フロート、ボリ容器、家電製品等221㎡	4,029 (内処理経費	漂流・漂着ごみ撤去事業(県)
	・日本学生グローバルサミット2009 〜漂流漂着ごみ問題を考える〜	94人 日本側64人 韓国側30人	漂着ごみ110㎡回収の他、 削減に関するワークショップ を実施	1,766)	2, 819千円
	日韓市民ビーチクリーンアップ2010 (釜山外国語大学校学生とのボラン ティアによる海岸清掃)	368人 学生98人 一般270人	魚網・ロープ、発泡スチロール、漁業用フロート、 ポリ容器、家電製品等272㎡		
22	・日本学生グローバルサミット2010 〜漂流漂着ごみ問題を考える〜	118人 日本側62人 中国·韓国側56人	漂着ごみ103㎡回収の他、 削減に関するワークショップ を実施	事業費 499,967千円	長崎県海岸漂着物地域対策推進 事業補助金 (地域グリーンニューデイール基金事業)
	対馬市漂着ごみ回収業務 (対馬市北部〜西部)	・対馬市北部〜西部の海岸 約100箇所の漂着物回収作 業 ・地元漁業集落に回収委託 (作業人数延べ8,000人)	魚網・ロープ、発泡スチロール、漁業用フロート、ポリ容器、家電製品等約13,000㎡		
23	日韓市民ビーチクリーンアップ2010 (金山外国語大学校学生とのボラン ティアによる海岸清掃)	(概要)対馬市民と韓国の 大学生が協働で海岸清掃 を行うkとを目的とし、海岸 環境に関し国を超えた意 見交換や歴史、文化など の交流を兼ねて実施する。 参加見込 約300人	回収予定漂着物 海岸に漂着する人工物 (発泡スチロール、漁網、 ロープ、廃プラ類等)	事業費 283.858千円	長崎県海岸漂着物地域対策推進事業補助金
	対馬市漂着ごみ回収業務 (対馬市全域)	(概要)対馬市全域の漂着物回収作業 ・地元漁業集落に回収委託(作業人数 延べ8,000人)	回収予定漂着物 海岸に漂着する人工物 (発泡スチロール、漁網、 ロープ、廃プラ類等)		(地域グリーンニューデイール基金事業)

その他 NPO法人「対馬の底力」による海岸清掃の他、地区単位、漁協組合単位(水産庁漁業再生支援交付金事業等)、企業単位で定期的に海岸清掃が行われています。

県内にある閉鎖性海域の閉鎖度指標(※)

※ 閉鎖度指標 $\frac{\sqrt{S} \times D1}{W \times D2}$

湾口幅や面積、水深などから算出する指標で、この数値が 高いと、海水交換が悪いため富栄養化の状態になりやすい海 域であることを示している。

 【湾口幅】
 その海域の入口の幅: W(km)

 【面 積】
 その海域の内部の面積: S(km)

【湾内最大水深】 その海域の最深部の水深 : *D1* (m)

【湾口最大水深】 その海域の入口の最深部の水深 : D2 (m)

No	名称	湾口幅	面積	湾内最大水深	湾口最大水深	閉鎖度指標(全国88カ所中の順位)
1	大村湾	0.33	321	54	54	54.29 (5)
2	有明海及び島原湾	4.5	1700	164.6	117	12.89 (14)
3	長崎湾	0.45	10.79	45	45	7.30 (16)
4	佐世保湾	2.39	42.98	25	25	2.74 (25)
5	伊万里湾	4.2	120	56	56	2.61 (26)
6	浅茅湾	4.18	53.61	80	80	1.75 (46)
7	志々伎湾	1.74	7	21	21	1.52 (51)
8	内海	1.82	5.91	37	37	1.34 (59)
9	半城湾	2.34	8.97	25	25	1.28 (63)
10	三浦湾	3.22	10.68	36	29	1.26 (66)
11	郷ノ浦	2.05	5.19	20	20	1.11 (75)
12	橘湾	11.59	130.92	39	39	0.99 (86)

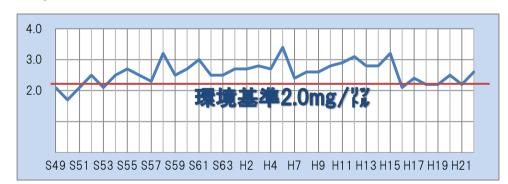
(国際エメックスセンターHPから)

※ 指定された全国88カ所の閉鎖性海域のうち、上記の12カ所が本県に存在(全国最多)しているが、その中でも、特に大村湾における数値は群を抜いており、全国で見ても5番目に高いものとなっている。

環境基準を上回る大村湾のCOD値(※)

※ COD(化学的酸素要求量)とは、海水や湖沼の有機汚濁物質などによる汚れの度合いを示す指標で、水の汚染源となる有機物などを、過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するときに消費される酸素量をmg/トズで表したもので、数値が高いほど水中の汚濁物質の量も多いことを示している。(水が汚れている)

大村湾では、このCOD値について環境基準(「維持されることが望ましい」とされる行政上の政策目標)が 2.0mg/派以下とされているが、昭和51年以降はこの環境基準を達成できない状況が続いている。



大村湾のCOD値 (抜粋)								
S49	2.1	H12	3.1					
S50	1.7	H15	3.2					
S51	2.1	H18	2.2					
S52	2.5	H19	2.2					
S58	3.2	H20	2.5					
S61	3.0	H21	2.2					
H5	3.4	H22	2.6					

浮遊ゴミ除去対策事業(大村湾をきれいにする会)

「大村湾をきれいにする会」(会長:大村市長) 【構成】県、湾流域自治体、湾海区漁協、賛助会員(企業)

大村湾をきれいにする会では、平成4年から賛助会員所有の清掃船による大村湾浮遊ゴミ除去対策事業を実施してきたが、平成21年5月で同企業が事業からの撤退を表明したことから、事業の運用方法の見直し及び規模の縮小を余儀なくされ、平成21年9月から湾内漁協への作業委託により事業を継続している。

現在は、県補助金(1/2:5,000千円上限)、会員自治体負担金(1/2)のみで運用している事業。

<清掃船による運用実績>

<漁協委託による運用実績>

	H18	H19	H20	H21 (4~5月)
回収·処分量	201,000kg	110,000kg	99,000kg	19,000kg
清掃船運航経費	19,659千円	14,346千円	11,282千円	2,188千円
処分経費	2,728千円	1,440千円	1,835千円	316千円
事業総額	22,387千円	15,786千円	13,117千円	2,504千円

	H21 (9~3月)	H22	H23
回収·処分量	22,570kg	46,480kg	57,805kg
漁協委託経費	5,460千円	8,580千円	8,580千円
処分経費	870千円	1,577千円	2,000千円
事業総額	6,330千円	10,157千円	10,580千円

◎各市における浚渫事業の現状

市	件	数	事業費	費(千円)
111	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度
長崎市	13	20	4, 142	5, 270
佐世保市	50	20	52, 220	22, 891
島原市	0	0	0	0
諫早市	24	26	8, 685	9, 823
大村市	1	1	290	150
平戸市	5	3	4, 245	1, 360
松浦市	4	0	3, 348	0
対馬市	4	6	1, 601	2, 892
壱岐市	3	1	1, 593	1, 008
五島市	0	14	0	3, 542
	0	0	0	0
雲仙市	2	6	395	1, 589
南島原市	7	8	2, 926	789
計	113	105	79, 445	49, 314

※各市実績調査結果による。

(諫早市の場合の現状)



一級河川本明川水系



平成23年度補助実績額

〇地方バス路線維持対策事業 単位:千円

	負担額
長崎市	-
佐世保市	28,531
島原市	13,917
諫早市	205,094
大村市	72,956
平戸市	41,988
松浦市	24,374
対馬市	121,308
壱岐市	68,800
五島市	9,390
西海市	11,959
雲仙市	14,988
南島原市	34,595
合計	647,900

	上水道管路延長(m)	簡易水道管路延長(m)	合 計
長崎市	2, 182, 594	242, 742	2, 425, 336
佐世保市	1, 485, 995	395, 711	1, 881, 706
島原市	162, 452	148, 470	310, 922
諫早市	674, 791	337, 641	1, 012, 432
大村市	525, 066	81, 349	606, 415
平戸市	245, 136	399, 957	645, 093
松浦市	156, 338	313, 224	469, 562
対馬市	35, 542	578, 457	613, 999
壱岐市	125, 143	548, 349	673, 492
五島市	198, 957	344, 356	543, 313
西海市	142, 716	488, 381	631, 097
雲仙市	155, 901	359, 310	515, 211
南島原市	95, 871	637, 233	733, 104
合 計	6, 186, 502	4, 875, 180	11, 061, 682

[※]平成22年度(平成23年3月末現在)長崎県水道事業概要より 管路は導水管、送水管、配水管の計

急傾斜地崩壊対策事業 市別箇所数一覧表

		急傾斜地崩落危険 区域指定箇所数	平成24年度事業実 施箇所数	│ │ 県営・県費補 │	助別
4		(24年7月現在)			
1	長崎市	273	19	県営	11
				県費補助	8
2	佐世保市	183	17	県営	8
	江口水小	100	.,	県費補助	9
3	島原市	0	0	県営	0
	四冰山	Ü	Ü	県費補助	0
4	諫早市	132	13	県営	4
7	14十一门	132	10	県費補助	9
5	大村市	17	2	県営	0
5	八个山山	17	2	県費補助	2
6	平戸市	56	2	県営	0
0	十尸山	36	2	県費補助	2
7	松浦市	27	0	県営	0
	仏文/田川	21	U	県費補助	0
8	対馬市	81	3	県営	3
0	刘高川	01	3	県費補助	0
9	壱岐市	61	9	県営	3
9	它吸巾	01	9	県費補助	6
10	五島市	29	1	県営	1
10	五色山	29	'	県費補助	0
11		88	8	県営	5
	西海市	00	δ	県費補助	3
10	電心士	20	0	県営	0
12	雲仙市	38	2	県費補助	2
10		10	1	県営	0
13	南島原市	12	1	県費補助	1
	스타	007	77	県営	35
	合計	997	77	県費補助	42

1. 平成23年度長崎県離島航路事業対策補助金(市町村内補助航路事業)調査

「長崎県離島航路事業対策補助金交付要綱」

(定義)「基幹的補助航路事業」・・・離島補助航路のうち2以上の市町村の地点間を結ぶ航路事業。 「市町村内補助航路事業」・・・離島航路のうち一市町村内の地点間を結ぶ航路事業。

(補助対象となる額) 航路損益計算書による純損失額について、基準により査定した額から離島航路整備法第 3条の規定により交付される国庫補助額を差し引いた額の範囲内の額とする。

(補助額等) 基幹的補助航路についての補助額は、補助対象となる額の100分の100以下とし、市町村内補助 航路についての補助額は、補助対象となる額の100分の50以下とし、市町村の負担する額を限度とする。

(単位:円、人)

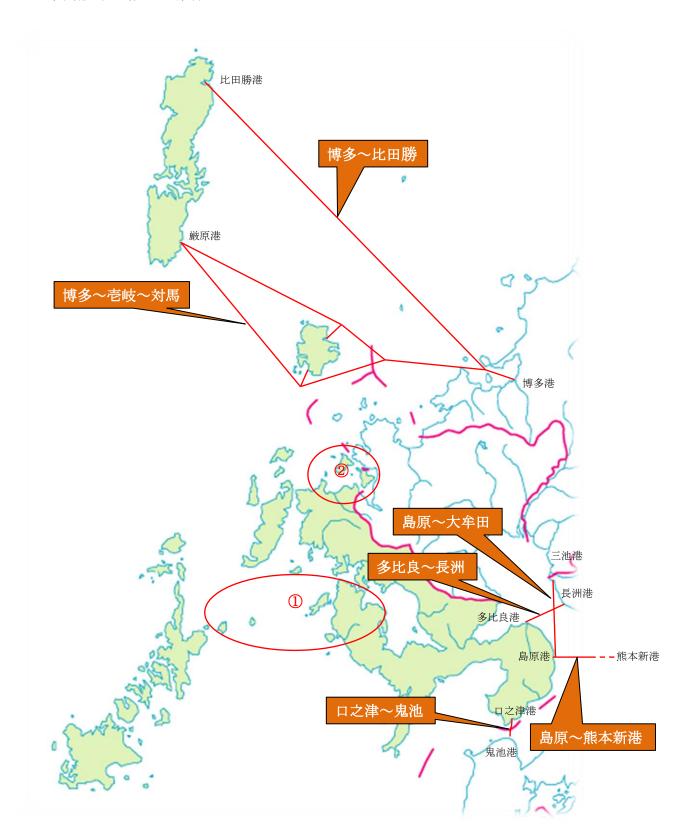
航 路	収益 ①	費用 ②	差引額 ③=①-②	国補助金	県補助金	市補助金	利用者数 ④	利用者1人あたり 運航経費 ⑤=②÷④	利用者1人あたり 欠損額 ⑥=③÷④
五島市 4航路	275,401,038	544,644,052	-269,243,014	185,445,428	77,256,602	10,995,864	198,268	2,747	-1,358
長崎市 1航路	226,000,206	346,557,388	-120,557,182	0	60,219,372	60,219,372	282,002	1,229	-428
佐世保市 1航路	50,847,301	92,641,184	-41,793,883	15,740,565	13,026,659	13,026,659	50,424	1,837	-829
壱岐市 1航路	29,527,671	103,191,063	-73,663,392	55,764,469	8,949,461	8,949,462	74,181	1,391	-993
平戸市 1航路	102,184,363	154,921,203	-52,736,840	9,848,713	21,444,063	21,444,064	82,394	1,880	-640
松浦市 2航路	92,885,347	238,374,444	-145,489,097	37,395,559	51,889,745	51,889,745	125,490	1,900	-1,159
合計 (6市10航路)	776,845,926	1,480,329,334	-703,483,408	304,194,734	232,785,902	166,525,166	812,759	1,821	-866

2. 離島航路事業への市単独補助金調査

- •実施市:対馬市
- ・補助概要:平成21年1月から長崎県離島基幹航路である対馬~壱岐~博多航路においては、「リフレッシュ補助」として福祉・教育の割引制度が実施されているが、比田勝~博多航路は、国・県補助対象航路として今回のリフレッシュ補助には、該当せず、島内航路の均一性を保つ観点から市単独の補助として支援している。また、平成24年4月からはリプレイス割引として対馬~壱岐~博多航路は2割引されているので、同様に比田勝~博多航路においても市単独での補助を実施してい

•補助状況:平成21年度(実績) 143,640円 平成22年度(実績) 1,633,240円 平成23年度(実績) 1,816,780円

半島航路の維持・確保について

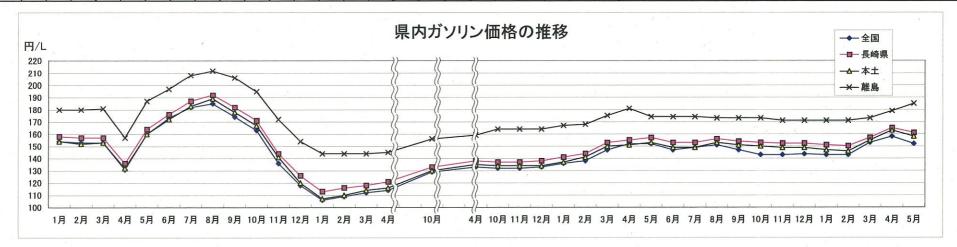


1





	20年												21年					22年				23年												24年				
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	10月	4月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
全国	154	153	153	131	160	173	182	185	174	163	136	118	106	109	112	114	129	133	132	132	133	136	138	147	152	152	147	149	151	147	143	143	144	143	143	153	158	152
長崎県	158	157	157	136	164	176	187	192	182	171	144	126	113	116	118	121	133	138	137	137	138	141	144	153	155	157	.153	153	156	154	153	152	152	151	150	157	165	161
本土	154	152	153	132	160	172	183	189	178	167	141	120	107	110	114	116	130	135	134	134	134	137	141	150	151	153	149	149	153	151	150	149	149	147	146	155	163	158
離島	180	180	181	157	187	197	208	212	206	195	172	154	144	144	144	145	156	159	164	164	164	167	168	175	181	174	174	174	173	173	173	171	171	171	171	173	179	185
下五点	180	183	183	156	185	198	208	213	208	198	174	159	149	149	149	149	159	160	164	164	164	164	169	174	181	174	174	174	174	174	174	174	174	174	174	174	181	181
上五息	182	182	182	156	187	197	207	212	207	196	177	151	142	142	142	142	152	155	161	161	161	164	164	182	182	168	168	168	168	168	168	168	168	168	168	179	185	190
壱岐	176	176	176	153	185	195	205	210	200	190	167	152	135	138	138	143	155	158	161	161	161	165	167	173	180	172	172	172	172	172	170	170	170	170	170	170	174	183
対馬	182	182	183	162	189	199	210	215	210	199	173	155	148	148	146	146	156	162	168	168	168	171	170	176	182	178	177	177	177	177	177	173	172	173	173	173	181	186



 ※凡例「全国」、「長崎県」…みずほ総合研究所調査(H24.3月以前は石油情報センター調査) 「本土」…県独自調査(H24.3月以前は県石油商業組合発表) 「離島」以下…県独自調査

合併市町村への支援策の充実に関する提言について

合併市町村における円滑な行政運営と計画的な地域振興を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

(資料2-1参照)

1.合併特例債の充当範囲の拡充について

合併特例債については、合併後に不要となった施設の取り壊し事業など充当範囲の拡大を図ること。

2.合併特例債に係る運用の特例の制度化について

離島地域、過疎地域及び辺地地域においては、財政力等が乏しいことから、合併特例債の起債に係る規制緩和を図られるとともに合併特例債の元利償還金について、全国一律の算入率ではなく、より有効な運用の特例を制度化すること。

3.合併算定替に替わる新たな財政支援措置について

合併算定替に替わる新たな以下の財政支援措置を講じること。

- (1)合併団体であるが故に削減できない財政需要に対応した新たな補正の創設を 行うこと。
- (2) 一島一町村との合併について、合併後も医療やごみ処理など、住民生活に密着した行政サービスの維持・向上が図られるよう、現行の隔遠地補正を継続すること。

資料2-1

「合併市町村への支援策の充実について」

(単位:千円)

	市名	合併年度	特例債 発行限度額	<u>H23までの発行実績</u> (建設事業・基金)	H24〜最終年度 までの 発行見込額	計	発行割合
1	長崎	H16•H17	52,199,600	26,525,800	25,673,800	52,199,600	100.0%
2	佐世保	H17	36,504,000	19,993,100	6,744,000	26,737,100	73.2%
3	島原	H17	12,944,600	5,440,700	7,503,900	12,944,600	100.0%
4	諫早	H16	50,917,700	32,044,300	18,873,400	50,917,700	100.0%
5	平戸	H17	19,129,400	6,668,500	7,325,300	13,993,800	73.2%
6	松浦	H17	11,239,300	5,294,900	1,195,800	6,490,700	57.8%
7	対馬	H15	24,115,700	14,998,400	4,174,200	19,172,600	79.5%
8	壱岐	H15	18,187,300	11,491,200	2,317,400	13,808,600	75.9%
9	五島	H16	24,507,900	8,115,800	7,173,400	15,289,200	62.4%
10	西海	H17	21,258,400	10,476,900	7,169,200	17,646,100	83.0%
11	雲仙	H17	33,005,600	10,999,900	7,440,700	18,440,600	55.9%
12	南島原	H17	37,656,200	10,068,600	10,631,400	20,700,000	55.0%

(<u>単位:</u> 十円 <i>)</i>	
H24~H32までの 発行見込額 (5年間延長)	発行割合
25,673,800	100.0%
13,033,500	90.5%
7,503,900	100.0%
18,873,400	100.0%
12,460,900	100.0%
1,846,200	63.5%
8,205,100	96.2%
5,533,000	93.6%
16,392,100	100.0%
10,781,500	100.0%
14,940,700	78.6%
27,587,600	100.0%

離島	過疎	辺地	<u>財政力指数</u> (H21~H23)			
0	0	0	0.549			
0	0	0	0.519			
		0	0.439			
		0	0.514			
0	0	0	0.248			
0	0	0	0.442			
0	0	0	0.187			
0	0	0	0.239			
0	0	0	0.231			
0	0	0	0.365			
	0	0	0.279			
	0	0	0.262			

平成23年度普通交付税 市町別合併算定替増減比較表 (臨時財政対策債発行可能額加算後)

(単位:百万円)

			交付決定額		増減率	標準財	C/D	H22		種地	隔遠地	隔遠地	
市町名 算定替		一本	A - B	C/B*100	政規模	*100	国調	区分		区分	級地		
			Α	В	С	(%)	D	(%)	人口				
長	崎	市	47, 279	43, 384	3, 896	9. 0	101, 355	3.8	443, 766	I	6		
佐	世保	市	31, 646	27, 699	3, 946	14. 2	61, 977	6. 4	261, 101	Ι	5		
島	原	市	6, 831	6, 124	707	11. 5	11, 893	5. 9	47, 455	Ι	2		
諌	早	市	18, 826	15, 152	3, 674	24. 2	36, 195	10. 2	140, 752	Ι	4		
平	戸	市	10, 340	8, 596	1, 744	20. 3	13, 607	12.8	34, 905	I	1	I	1
松	浦	市	5, 862	4, 853	1, 009	20.8	10, 137	10.0	25, 145	I	1		
対	馬	市	16, 927	12, 793	4, 135	32. 3	20, 426	20. 2	34, 407	I	1	П	4
壱	岐	市	10, 800	8, 456	2, 344	27. 7	13, 734	17. 1	29, 377	I	1	П	3
五	島	市	14, 238	11, 089	3, 149	28. 4	18, 226	17. 3	40, 622	I	1	П	2
西	海	市	8, 501	6, 114	2, 388	39. 1	13, 699	17. 4	31, 176	I	1		
雲	仙	市	13, 826	9, 845	3, 981	40. 4	18, 301	21.8	47, 245	I	1		
南	島原	市	15, 287	10, 671	4, 616	43. 3	19, 760	23. 4	50, 363	Ι	1		
新	上五島	町	8, 983	6, 454	2, 529	39. 2	12, 095	20. 9	22, 074	П	1	Π	2
	合併団体平均→			2, 932									
合	併 団	体	209, 346	171, 229	38, 117	22. 3	351, 405	10.8					
未	合併団	体	22, 757	22, 757	0	0.0	47, 434	0.0					

■合併市町の行政需要に関する事業

効果	対策	No	事業	具体例	理由					
又合は併			人材育成	職員研修、県・他市町との人事交流	合併市町が真に自立するためには職員資質の向上は欠かせな いため					
効し 果が	行政基盤強化・維持対策		支所・行政センター(管理・人件費)・分庁舎・公用車の維持	地域住民の要望に即座に対応・土日の開庁(島原市)・分庁舎の設置(対 馬市・壱岐市・南島原市)・支所の人員配置強化(五島市)	住民ニーズに対応するため					
がも 出削 に減			災害対応機能の維持	防災対応力の維持は合併市町が抱える共通の課題であるため						
くでいき		4	広域的処理により効率化の及ばない経費	合併しても効率化できない常備消防の経費(4離島)	離島においては合併前から一組により広域処理を行っているため					
経な費い	行政効率化の推進	5	公共施設(管理·運営費)	離島との合併(松浦市、佐世保市)	廃止できない施設が多いことにより、住民サービスを考慮し施設の老朽 化に伴い更新する。離島との合併により統合ができない。					
	周辺部対策	6	地域イベント運営支援	地域間交流事業(佐世保市)・がまだす地域づくり補助金(島原市)						
		7	住民の一体感の醸成	虹色のまち交流事業(長崎市)、宇久と本土の交流事業(佐世保市)、もっと南島原ツアー(南島原市)						
		8	住民サービスのきめ細かな対応(医療機関・福祉施設・地域交通 等)	福祉タクシー券交付事業(南島原市)、同一市町内の航路対策経費(長崎市・佐世保市・五島市・西海市・平戸市・松浦市)	周辺部へのきめ細かな対応は合併市町が取組むべき共通の課 題であるため					
		9	伝統芸能・文化・歴史を継承する事業	各種補助金·助成金等						
		10	自治会·NPO活動支援	自治会活性化補助金(雲仙市)						
合併	行政基盤強化·維持対策		情報インフラ整備・維持(基幹系システム)	対馬市、壱岐市、五島市、新上五島町ほか	本庁と支所の連携強化に対応するため					
に伴			地域資源を活かした産業振興	福岡事務所の設置(対馬市)	地域の個性を活かした活性化施策を推進するため					
い 新 た	集落維持·住民協働対策	13	買い物支援対策	地域生活支援システム(新上五島町)						
たに生			住民との協働に要する経費	諫早ビタミンプロジェクト(諫早市)・協働のまちづくり支援事業(五 島市)						
じた			コミュニティ(デマンド)バス・タクシー	長崎市、佐世保市、新上五島町						
経費		16	地区担当職員制度の運用	地域マネージャー制度(対馬市)、地域起こし協力隊(長崎市・西海市・五島市)等						
	住民ニーズへの対応	17	情報インフラ整備・維持(住民サービス系システム)	図書の管理システム、公共施設の空き情報	合併に伴い広域化した合併市町が抱える共通の課題に対応す るため					
		18	移動市長室・タウンミーティング・地域協議会等	虹色のまちづくりミーティング(長崎市)・地域協議会(佐世保市)・市長を囲む懇談 会(島原市)・ふれあい訪問(諫早市)・車座トーク(西海市)・市政懇談会(南島原市)						
			行政モニターやインターネットを用いた意見 の収集。							
	行政サービスの適正化	20	行政水準・サービスの格差是正に要する経 費	常備消防出張所(平戸市)、水道未普及地区解消事業(南島原市)						
	職員力の維持 (町同士の合併)		周辺地対策及び集落維持・住民協働対策等 に取組む職員の人件費	地域再生推進本部(対馬市)、壱岐島振興推進本部(壱岐市)、さいかいカ創造部 (西海市)、政策企画課(雲仙市)、企画振興班(南島原市)、まちづくり推進課(新 上五島町)						

国民健康保険制度及び新たな高齢者医療制度 に関する提言について

国民健康保険制度及び新たな高齢者医療制度の健全かつ円滑な運営を図るため、 次の事項について積極的な措置を講じるよう強く要請する。

1.医療保険制度改革について

(1)医療保険制度の一本化について

給付の平等、負担の公平を図り、安定的で持続可能な医療保険制度を構築するため、国の責任において、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化について、その具体的方策を検討するとともに、市町村の意見を十分尊重すること。

(2)新たな高齢者医療制度について

後期高齢者医療制度を廃止して新たな高齢者医療制度を創設するにあたっては、国民健康保険の負担とならないよう十分検討すると同時に、細部にわたる制度設計の検証及び周知広報、国民の合意を得るための期間や手法などについて、事前に市町村及び関係団体との協議を行うなど、くれぐれも拙速な制度移行とならないよう十分に配慮すること。

(3)低所得者対策について

低所得者対策として保険料(税)の政令減額制度を抜本的に拡充し、きめ細やかな基準とすること。また、平成22年度から施行された非自発的失業者に係る保険料(税)の軽減及び減免措置については、県や市に負担を負わせるものであるため、全額、国において財政措置を講じるよう早期に見直しを行うこと。

2. 当面の措置及び制度運営について

(1)新たな財政措置について

国保料(税)に40歳~64歳の介護保険料(税)分が追加されたことによる 収納率の低下で、国保の運営に支障をきたしているので、新たな介護特別対策 事業などの財政措置を講じること。

(2)減額措置の廃止について

各種医療費助成制度等市町村単独事業(現物給付化)の実施に伴う療養給付費等負担金及び普通調整交付金の減額措置を廃止すること。

(3)国民健康保険税(料)における賦課・徴収制度について

現行の国民健康保険制度にあっては、保険税(料)は被保険者の住民基本台帳に記載された世帯主に賦課されることから、世帯主以外の被保険者に高額収入

がある場合、世帯主の租税負担能力以上の賦課や高額滞納案件に繋がるケースが見受けられる。

税負担の公平性の観点から、収入・財産がある世帯主以外の被保険者からの賦課・徴収ができるような制度改正を行うこと。

3.特定健康診査・特定保健指導について

(1)後期高齢者支援金について

特定健康診査及び特定保健指導実施率に応じた後期高齢者支援金の加算・減算措置を撤廃すること。

(資料3-1参照)

(2)助成額の見直しについて

実施に係る費用については実態に応じた助成額に見直すよう事務費を含め適切な助成措置を講じること。

平成22年度 長崎県下保険者別特定健診・特定保健指導実施率

区分 特 定 健 診					特定保健指導						
	対象者	受診者	順	受診率	対象者	終了者			順	実施率	
保険者	7137 [Z 10 11	位	Z#7	7137 [1	積極的支援	動機付け支援	計	位	大心干	
長崎市	81,454	24,174	19	29.7%	2,976	121	625	746	17	25.1%	
佐世保市	45,875	15,396	13	33.6%	1,984	66	570	636	13	32.1%	
島原市	11,075	4,076	9	36.8%	598	74	179	253	10	42.3%	
諫早市	24,955	8,105	15	32.5%	1,110	55	291	346	15	31.2%	
大村市	14,164	5,046	12	35.6%	655	47	245	292	9	44.6%	
平戸市	8,413	4,055	2	48.2%	650	55	149	204	14	31.4%	
松浦市	5,181	1,556	18	30.0%	249	6	17	23	20	9.2%	
対馬市	9,687	3,204	14	33.1%	409	38	120	158	11	38.6%	
壱岐市	7,186	2,587	11	36.0%	346	11	97	108	15	31.2%	
五島市	11,593	3,725	16	32.1%	535	50	247	297	2	55.5%	
西海市	7,029	2,661	8	37.9%	399	24	180	204	3	51.1%	
雲仙市	11,796	4,723	5	40.0%	733	143	291	434	1	59.2%	
南島原市	14,724	5,875	6	39.9%	985	25	210	235	18	23.9%	
長与町	6,397	1,960	17	30.6%	220	18	83	101	7	45.9%	
時津町	4,898	1,352	21	27.6%	191	0	36	36	19	18.8%	
東彼杵町	1,911	747	7	39.1%	92	2	29	31	12	33.7%	
川棚町	2,738	769	20	28.1%	70	5	29	34	6	48.6%	
波佐見町	2,747	1,132	4	41.2%	129	17	41	58	8	45.0%	
小値賀町	986	458	3	46.5%	52	0	4	4	21	7.7%	
佐々町	2,185	1,262	1	57.8%	163	13	69	82	4	50.3%	
新上五島町	6,017	2,185	10	36.3%	224	4	108	112	5	50.0%	
市町平均	281,011	95,048		33.8%	12,770	774	3,620	4,394		34.4%	

[※] 対馬市の特定保健指導欄の対象者・終了者数及び実施率は、システム導入のため法定報告に反映されていない ため、実対象者数・実終了者数及び実実施率を記入

地域医療保健の充実強化に関する提言について

地域医療保健の充実強化を図るため、次の事項について措置を講じるよう強く要請する。

1.地域医療における医師確保対策等について

(1)医師確保対策等について

国においては、平成24年度予算において医師確保対策として 専門医の在 り方に関する検討、 女性医師の離職防止・復職支援、 へき地などの保健医 療対策の推進などを行うこととしている。

また、医師確保以外にも、看護師・助産師等の医療従事者についても養成・ 確保を図るため、養成機関の充実や労働環境の改善が必要視されている。

これらの対策を含め早急に医師や看護師等の不足、配置偏在を是正するための実効ある施策及び十分な財政措置を早急に講じること。

(資料 4-1 参照)

(2) 有床診療所化への支援について

自治体病院・診療所は、地域における基幹的な公的医療機関として、地域に 応じた医療はもとより救急や、民間医療機関による提供が困難な不採算部門の 医療を提供していることから経営状況が悪化している。

平成19年度に国が示した「公立病院改革ガイドライン」においては、公立病院を縮小して診療所化する内容が盛り込まれているが、診療報酬の改定により有床診療所が無床診療所となっている状況にある。有床診療所は病院からの退院患者の受け皿としても医療連携の重要な一角を担い、地域医療において不可欠な役割・機能を有している。

有床診療所化しても運営が成り立つように診療報酬や医師確保等の対策を講じること。

(3)地方交付税所要額の確保について

自治体病院は救急医療を担っているが、財政的負担が大きいため、自治体病院事業に対する地方交付税所要額を確保すること。

2. 妊婦健診に対する財政的支援について

妊婦健診は、平成21年度から全14回の公費負担へ拡充されたところである。 当初平成22年度までの時限措置が平成24年度まで延長されたが、今後は、十 分な財政措置等を講じるとともに、恒久的な制度とすること。

(資料 4-2 参照)

3.感染症等対策について

子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチン接種については、早急に定期(法定)の予防接種とする法的整備を行い、国の責任において財政支援を図ること。また、定期接種化されるまでの間、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業を促進するとともに財政措置の拡充を図ること。なお、成人用肺炎球菌ワクチン接種についても同様の措置を講じること。

(資料4-3参照)

4.特定不妊治療について

近年、女性の社会進出による晩婚化に伴い、不妊治療を受ける人が増加している。不妊の原因を突きとめる検査等は医療保険が適用されるが、特定不妊治療は、 医療保険の適用外で自己負担は高額を要しているため、医療保険の適用対象とするよう制度を見直すこと。

(資料 4-4 参照)

資料4-1

従業地別医師数・主たる診療科【長崎県医療統計(H20.12.31)より抜粋】

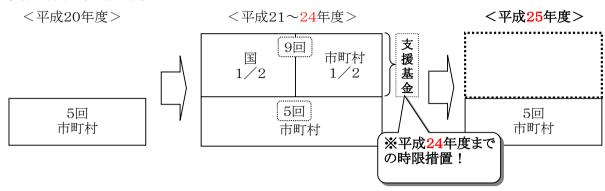
							۵			内	訳		
							うち!	診					
							医 療 施	療	内	小	外	産	そ
	区	分		人口(H20. 10. 1)	医師数(実数)	人口10万対率	施 設	科				, 	
	<u> </u>	74		7(112011011)		7(1120)37(1	従 事	目		児		婦	Ø
							医			yυ		人	V)
							師 数	延					
								数	科	科	科	科	他
市			計	1, 279, 598	3, 738	292. 1	3, 547	6, 145	1, 216	312	453	135	4, 029
長		崎	市	445, 822	1,870	419.4	1,732	3, 029	533	115	193	63	2, 125
佐	世	保	市	252, 904	637	251. 9	622	1,018	218	54	79	24	643
島		原	市	48, 512	111	228.8	109	205	36	8	13	6	142
諫		早	市	141,866	351	247. 4	339	622	124	47	52	13	386
大		村	市	89, 683	334	372.4	328	453	64	23	22	11	333
平		戸	市	36, 043	54	149.8	53	93	35	6	8	1	43
松		浦	市	25, 639	34	132.6	34	100	25	4	15	1	55
対		馬	市	35, 508	60	169. 0	57	83	28	12	13	4	26
壱		岐	市	29, 898	44	147. 2	41	85	29	11	11	1	33
五		島	市	41, 729	77	184. 5	74	120	39	12	12	4	53
西		海	市	32, 227	33	102.4	32	69	19	3	10	0	37
雲		仙	市	48, 152	80	166. 1	76	147	38	8	15	4	82
南	島	原	市	51,615	53	102.7	50	121	28	9	10	3	71
町			計	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	269	166. 2	259		130	30	50	10	297
長	崎	県	計	1, 441, 451	4, 007	278.0	3, 806	6, 662	1, 346	342	503	145	4, 326
全			国		286, 699	224. 5							

※医師数(実数)は、その他の職業に従事する者及び無職の者を含む

資料4-2

2 妊婦健診に対する財政的支援について

○助成制度の経過と今後



3 感染症等対策について

○ 子宮頸がん予防ワクチンに対する公費助成実施自治体 (平成22年12月現在 厚生労働省調査資料)

平成22年度~平成23年度に公費助成を実施または実施を予定している全国の自治体数

1,749市町村

○ ヒブワクチンに対する公費助成実施自治体 (平成22年12月現在 厚生労働省調査資料)

平成22年度~平成23年度に公費助成を実施または実施を予定している全国の自治体数

1,748市町村

○ 小児用肺炎球菌ワクチンに対する公費助成実施自治体 (平成22年12月現在 厚生労働省調査資料)

平成22年度~平成23年度に公費助成を実施または実施を予定している全国の自治体数

1,746市町村

○ 高齢者用肺炎球菌ワクチン接種費用に対する公費助成実施自治体

(平成22年7月現在 厚生労働省発表資料)

公費助成実施している全国の自治体数

327市町村

長崎県内における特定不妊治療費助成事業実績(平成23年度)

保健所	市町名	実力	員	延件	 数
	Lhm) C	人員	割合 (%)	回数	割合 (%)
長崎	長崎市	221	35.6%	352	36.3%
佐世保	佐世保市	96	15.5%	152	15.7%
	西海市	14	2.3%	27	2.8%
西彼	長与町	28	4.5%	43	4.4%
	時津町	12	1.9%	16	1.7%
	諫早市	83	13.4%	133	13.7%
	大村市	34	5.5%	49	5.1%
県央	東彼杵町	3	0.5%	4	0.4%
	川棚町	5	0.8%	6	0.6%
	波佐見町	2	0.3%	5	0.5%
	島原市	22	3.5%	31	3.2%
県南	雲仙市	14	2.3%	24	2.5%
	南島原市	18	2.9%	27	2.8%
	平戸市	9	1.5%	15	1.5%
県北	松浦市	7	1.1%	12	1.2%
	佐々町	8	1.3%	11	1.1%
対馬	対馬市	15	2.4%	20	2.1%
壱岐	壱岐市	11	1.8%	16	1.7%
五島	五島市	10	1.6%	14	1.4%
上五島	小値賀町	2	0.3%	4	0.4%
上 1 年	新上五島町	6	1.0%	8	0.8%
	合計	620	100.0%	969	100.0%

[※] 申請受付は各保健所が行うため、長崎市と佐世保市以外の市町は本事業の申請書を受理しない。

※ 大村市は平成24年度から、本事業対象者に対し、1回あたり5万円を上限として上乗せ助成を行っている。

<制度の概要>

事業開始:平成16年度に国が特定不妊治療費助成事業開始

実施主体:都道府県、指定都市、中核市

負担区分:国と都道府県(指定都市、中核市)が1:1

助成内容: 〔上限額〕1回あたり15万円

〔期間〕5年間10回まで(初年度は3回まで、2年目以降2回まで)

〔所得制限〕730万円未満 (夫婦の前年度の合計額)

福祉施策の充実強化に関する提言について

福祉施策の充実強化を図るため、次の事項について措置を講じるよう強く要請する。

1.保健福祉施策等の充実強化について

(1)乳幼児福祉医療費制度の創設について

各都道府県の要綱等に基づき実施している乳幼児福祉医療費制度は、自治体間で対象年齢や助成額にばらつきがあるが、この制度は子どもを安心して生み育てられる社会づくりのために不可欠な制度として定着していることから、国の制度として創設すること。

(2)一般病床から老人保健施設等への転換について

自治体病院・有床診療所が地域住民のセーフティネットとして入院患者を受け入れてきたという役割に鑑み、個々の病院・有床診療所の実情に応じて療養病床に加え、一般病床から老人保健施設等への転換も可能となるよう特例措置を講じること。

(3)幼稚園と保育所の所管省庁の一本化について

平成18年7月に文部科学、厚生労働の両省に「幼保連携推進室」が設置されたところであり、その後「子ども・子育て新システム」に向けて内閣府が中心的役割を担い、各省庁と連携を図りながら推進することとされているが、幼保一元化等の子育て支援施策を効率的かつ速やかに進めるために、幼稚園と保育所に係る所管省庁を一本化すること。

(4) 放課後児童健全育成事業に対する財源確保について

放課後児童健全育成事業について、所要の財源を確実に確保すること。

また71人以上の大規模クラブの運営費補助については、規模の適正化がなされるまでの間、補助を継続すること。

(資料 5-1 参照)

(5)病児・病後児保育事業に係る補助金交付要綱の見直しについて

平成21年度より、病児・病後児保育事業に係る補助金交付要綱が変更され、 これまでの定員に基づく定額補助から利用人数により補助額が変わるように基 準の見直しが行われた。

その後、平成22年度から補助基準額が見直されたが、それでも依然として利用者が少ない施設においては、病児・病後児保育事業の実施が困難となっており、少なくとも平成20年度までの補助金の額を下回らないように交付要綱の見直しを行うこと。

(6)「ひとり親家庭」への支援制度の充実について

父子家庭も母子家庭と同様に国の制度として、貸付制度を創設すること。

(7)国民年金被保険者の相談等に対応するための体制整備について

国の責任において相談拠点を新設するとともに年金相談等の業務を行う市町村に必要な情報を提供する体制を継続・充実するなど、国の責務としての執行体制を十分に整備すること。

また、市町村が行う年金業務に変更がある場合は、国は市町村に対し事前に 十分な情報提供・協議を緊密に行うこと。

2. 障害者福祉施策の充実強化について

(1)在宅の障害者に対するサービスの保障について 訪問系サービスの国庫負担については、国庫負担基準を当年度のサービス給 付額に応じた国庫負担とすること。

(2)地域生活支援事業に係る財源の確保について

障害者の個別給付である移動支援、日中一時支援、訪問入浴サービス、生活 サポート及びストマ装具給付については、全国一律に保障すべきと考えられる ため、地域生活支援事業ではなく自立支援給付で行うこと。

地域生活支援事業の財源については、前年度の実績による補助額でなく、当 年度分実施事業の量に応じた財源の確実な確保と充実を図ること。

(資料 5-2 参照)

3.「子ども・子育て新システム」に係る制度の周知等の徹底について

国においては、平成25年度を目途に、子ども・子育て会議(仮称)や国の基本指針など可能なものから段階的に実施していくこととしているが、実施主体となる基礎自治体においては、事業計画策定をはじめ、条例制定、システム整備、こども園(指定等)の事務が発生するとともに、関係する施設においても態勢等の整備が必要であることから、新システムを実施するに当たっては十分な周知と準備期間を確保すること。

放課後児童健全育成事業に対する財源確保について関連

〇長崎県内の学童クラブの状況(H24.5.1現在)

小学校区数	360		
クラブ実施小学校区数	236		
		登録児童数	別内訳
		71人以上	11
 学童クラブ数	309	36人~70人	181
子里グラク数		20人~35人	71
		10人~19人	40
		9人以下	6

資料5-2

平成23年度地域生活支援事業実績

				事業費負担区	勺訳			事業費の内自立支援給付へ要望する事業					業
市名	事業費	国 費	負担割合(%)	県 費	負担割合(%)	市費	負担割合(%)	計	移動支援事業	日中一時支援事業	訪問入浴サービス	生活サポート	ストマ装具給付
長崎市	402,002,890	122,602,000	30.5	61,301,000	15.2	218,099,890	54.3	266,321,499	75,059,776	111,665,186	8,377,500	0	71,219,037
佐世保市	157,418,004	58,417,000	37.1	29,208,000	18.6	69,793,004	44.3	120,533,229	8,000,980	47,706,189	8,515,000	0	56,311,060
島原市	48,030,326	16,484,000	34.3	8,242,000	17.2	23,304,326	48.5	31,871,569	2,532,010	8,125,114	7,652,650	0	13,561,795
諫早市	88,157,431	33,862,000	38.4	16,931,000	19.2	37,364,431	42.4	59,503,757	17,527,472	16,830,221	0	0	25,146,064
大村市	91,165,378	42,178,000	46.3	21,089,000	23.1	27,898,378	30.6	49,203,056	12,125,052	15,144,885	1,770,000	0	20,163,119
平戸市	17,818,197	6,689,000	37.5	3,344,000	18.8	7,785,197	43.7	11,389,997	2,916,390	2,731,591	663,750	32,400	5,045,866
松浦市	8,719,331	3,659,000	42.0	1,829,000	21.0	3,231,331	37.0	5,582,889	584,415	1,546,834	0	0	3,451,640
対馬市	25,153,395	8,892,000	35.4	4,446,000	17.7	11,815,395	46.9	22,176,001	7,488,689	7,004,668	1,900,000	0	5,782,644
壱岐市	83,829,595	30,106,000	35.9	15,053,000	18.0	38,670,595	46.1	77,998,459	22,450,925	48,174,403	2,850,000	0	4,523,131
五島市	47,592,440	21,552,000	45.3	10,776,000	22.6	15,264,440	32.1	14,622,259	884,591	5,513,193	0	0	8,224,475
西海市	14,290,742	6,956,000	48.7	3,478,000	24.3	3,856,742	27.0	12,168,347	294,900	6,300,172	0	0	5,573,275
雲仙市	24,500,304	9,535,000	38.9	4,767,000	19.5	10,198,304	41.6	15,416,269	1,488,021	4,666,637	0	0	9,261,611
南島原市	28,323,932	12,574,000	44.4	6,287,000	22.2	9,462,932	33.4	15,500,927	1,106,800	1,898,774	387,500	0	12,107,853
合 計	1,037,001,965	373,506,000	36.0	186,751,000	18.0	476,744,965	46.0	702,288,258	152,460,021	277,307,867	32,116,400	32,400	240,371,570

介護保険制度に関する提言について

介護保険制度が将来にわたって公正かつ安定的に運営されるため、次の事項について積極的に検討を加えるよう要請する。

1.介護予防ケアマネジメントの充実について

地域包括支援センターが、指定介護予防支援事業所として予防給付マネジメント機能を十分に果たすためには、介護予防支援業務のあり方について、実態に即した介護報酬の見直しを行い、十分な財政措置を講じること。

2.保険料の負担軽減措置について

低所得者の負担を軽減するため、また、介護保険制度の健全運営を確保するため、低所得者に対する保険料の負担軽減措置について、国の責任において、財政措置を含め、総合的かつ恒久的な対策を講じること。

3.第1号被保険者の保険料について

第1号被保険者の保険料がこれ以上過重な負担とならないよう、国の責任において、財源構成を含め、財政的な対策を講じること。

(資料 6-1 参照)

長崎県内の介護保険料基準額の状況

単位:円

		十四二	
	第4期	第5期	改定率
長崎市	4,957	5,492	10.8%
佐世保市	4,828	5,822	20.6%
諫早市	4,300	4,940	14.9%
大村市	4,130	4,960	20.1%
平戸市	4,000	4,683	17.1%
松浦市	4,750	5,360	12.8%
対馬市	4,500	5,520	22.7%
壱岐市	3,800	4,970	30.8%
五島市	5,298	5,920	11.7%
西海市	4,417	4,900	10.9%
長与町	5,000	5,400	8.0%
時津町	5,696	5,700	0.1%
島原地域広域市町村圏組合	4,813	5,375	11.7%
平均	4,653	5,311	14.1%

生活環境の保全・整備等の充実に関する提言について

生活環境の保全・整備等の充実を図るため、次の事項について措置を講じるよう 強く要請する。

1.光化学スモッグの原因究明及び対策について

ここ数年、光化学スモッグの原因となる光化学オキシダントが環境基準 (0.06ppm) や注意報発令基準 (0.12ppm) を超えた濃度で観測されていることから、汚染原因の徹底した究明を進めるとともに、国際的な対応も視野に入れた光化学スモッグ対策に取り組むよう強く要請する。

(資料7-1参照)

2. 九州大学地震火山観測研究センターにおける雲仙岳の火山監視・観測・研究体制の充実強化について

雲仙岳の継続的な監視・観測・研究活動は、災害に強いまちづくりを推進する上で必要不可欠であることから、九州大学地震火山観測研究センターの存置により、 雲仙岳における火山監視・観測・研究体制のさらなる充実・強化を図るよう強く要請する。

平成22年度の注意報発令基準(0.120ppm)以上の測定状況

測定	日時	測定局名(所在市町)	測定値	最高値 (時刻)
5月8日	16時	紐差(平戸市)	0.121	0.121 (16:00)
	16時	壱岐(壱岐市)	0.137	0.137 (16:00)

※以降、注意報の発令なし

平成21年度の注意報発令基準(0.120ppm)以上の測定状況

測定	3時	測定局名(所在市町)	測定値	最高値 (時刻)
5月8日	12時	小佐々(佐世保市)	0.120	0.140 (17:00)
	12時	紐差(平戸市)	0.120	0.133 (15:00)
	13時	俵ヶ浦(佐世保市)	0.121	0.139 (17:00)
	13時	対馬 (対馬市)	0.121	0.140 (16:00)
	13時	鹿町(鹿町町)	0.122	0.134 (17:00)
	14時	黒崎中学校(長崎市)	0.124	0.130 (17:00)
	14時	松浦志佐(松浦市)	0.129	0.135 (17:00)
	14時	上志佐(松浦市)	0.120	0.139 (18:00)
	14時	吉井(佐世保市)	0.121	0.133 (16:00)
	14時	壱岐(壱岐市)	0.127	0.136 (15:00)
	15時	雪浦(西海市)	0.120	0.120 (15:00)
	15時	伊佐浦(西海市)	0.122	0.126 (16:00)
	15時	川棚(川棚町)	0.122	0.125 (16:00)
	16時	諫早市役所(諫早市)	0.122	0.122 (16:00)
	16時	小浜(雲仙市)	0.121	0.124 (17:00)
	16時	時津小学校(時津町)	0.125	0.125 (16:00)
5月9日	11時	紐差(平戸市)	0.134	0.134 (11:00)
	12時	対馬 (対馬市)	0.123	0.140 (14:00)
	13時	俵ヶ浦(佐世保市)	0.120	0.128 (14:00)
	13時	鹿町(鹿町町)	0.122	0.122 (13:00)
	14時	上志佐(松浦市)	0.121	0.121 (14:00)
	15時	川棚(川棚町)	0.120	0.122 (17:00)

(注)測定値は1時間値。なお、最高値は注意報発令後に観測した最高濃度

九州新幹線等の整備促進に関する提言について

九州新幹線等の整備を促進することにより、九州における一体的な経済発展と地域活性化を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

(資料8-1参照)

1.九州新幹線西九州ルートの建設促進について

九州新幹線西九州ルートについては、これまで多くの関係者の積極的な取り組みが続けられた結果、平成24年6月に、現在、順調に工事が進められている武雄温泉~諫早間と新たな区間である諫早~長崎間を一体的な事業として標準軌により整備する内容の認可がなされたところである。

地元において果たすべき役割については努力を惜しまない所存であるので、次の事項について特段の配慮をすること。

- (1)武雄温泉~長崎間の着実な整備を図ること。
- (2) フリーゲージトレインの実用化に向けた技術開発を着実に進めること。
- (3)肥前山口~武雄温泉間の複線化の着実な整備を図ること。
- (4)公共事業の重点的配分等による建設財源の安定的確保を図ること。

2. 県下幹線鉄道の整備改善について

九州新幹線西九州ルートの整備に際しては、JR佐世保線を新幹線鉄道直通線 同等のものと位置付け、佐世保線の全線複線化など整備改良及び大村線の輸送改 善のため次の事項の実現に努めるとともに、これらの財源についても特段の配慮 をすること。

- (1)長崎市~福岡市間にフリーゲージトレインが運行されるときには、行き違いによる佐世保線の待ち合わせ停車など運行に対する影響に配慮するとともに、 佐世保線を全線複線化するなどの整備改良を行い、佐世保市にもフリーゲージトレインを運行すること。
- (2)将来、長崎市~福岡市間にフル規格の新幹線が運行されるようになったとき には、佐世保市にもフル規格新幹線鉄道網への直通運行ができるように努める こと。
- (3)整備財源については、在来線の整備に対する鉄道建設・運輸施設整備支援機 構等の助成を拡充する等予算の確保を行うこと。

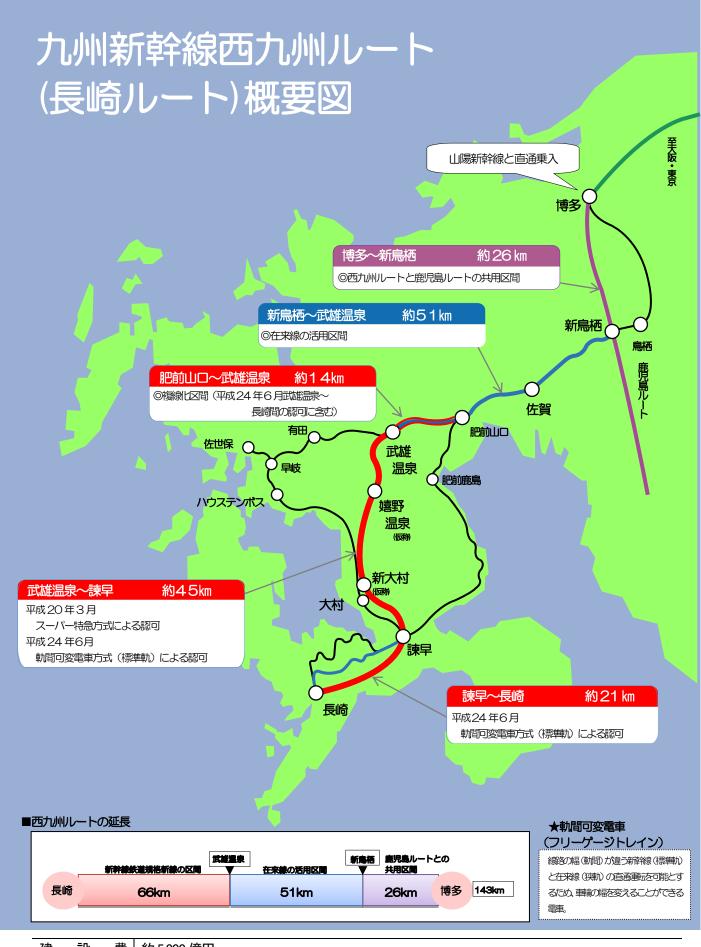
3. JR長崎本線連続立体交差事業の促進について

本事業は、踏切除却による交通混雑の緩和を図るとともに、土地区画整理事業

と一体となり長崎駅周辺のまちづくりを進める上で必要不可欠な事業であるため、 両事業の整備促進に向け、事業予算確保等に配慮すること。

4.地域鉄道の施設整備に対する確実な支援について

地域鉄道の施設整備については、平成23年度より「地域公共交通確保維持改善事業」が創設され、鉄道の安全性向上に資する設備の整備等の支援が継続されているが、今後も老朽化した鉄道施設の整備が必要となることから、新制度においても必要な予算を確保され、確実な支援並びに更なる制度の拡充を行うこと。



建	設	費	約 5,000 億円
 所要時間			現行(在来特急):1 時間 48 分(平成 24 年 3 月ダイヤ改正)
(博	多~長	崎)	フリーゲージトレイン:1 時間20分 ※時間短縮効果28分(国土交通省試算)

高速道路網等の整備促進に関する提言について

高速道路網等の整備を促進することにより、産業の活性化や地域振興を図るため、 次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

1. 道路整備の安定的財源確保について

中央と地方における公共交通機関などの移動環境格差を十分認識した上で、地方が真に必要とする海路及び道路整備が推進できるように必要な財源の充実強化を図ること。

(資料 9-1 参照)

2. 道路網の整備について

(資料 9-2 参照)

(1)高規格幹線道路の整備について

西九州自動車道の整備促進

西九州自動車道は、九州の中心都市である福岡市と九州北西部地域を直接結び、本地域の活性化を図るうえで不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

- ア 松浦市~佐世保市(江迎町)~佐々町間における早期の事業化
- イ 伊万里松浦道路(伊万里西IC(仮称)から松浦IC(仮称))の早期供用 開始に向けた事業促進
- ウ 佐世保中央IC~佐世保大塔ICの4車線化
- (2)地域高規格道路の整備について

島原道路の早期整備

南島原市深江町から諫早 I C 間を結ぶ島原道路は、本地域の活性化を図るうえで不可欠であるので次の事項について特段の措置を講じること。

- ア 島原市から諫早市間の早期整備、とりわけ計画路線である島原市出平町から雲仙市吾妻町間の早期整備
- イ 雲仙市吾妻町から諫早市小野町間の整備区間の早期整備
- ウ 諫早市小野町から長野町の調査区間の指定
- エ 一般県道諫早外環状線(長野町~貝津町)の早期整備 島原天草長島連絡道路(深江~口之津)計画路線の早期指定と、島原天草長 島連絡道路に口之津~加津佐間を含めた地域高規格道路の早期整備

加津佐~愛野間の地域高規格道路の早期整備

長崎市と佐世保市を連絡する道路の早期実現

本路線は、長崎県全体の産業、経済及び文化の活性化を図るうえで不可欠で

あるので次の事項について特段の措置を講じること。

- ア 西彼杵道路(佐世保市~西彼杵郡時津町)の早期実現
- (ア)現在施工中の区間の早期完成
- (イ)西海市西彼町大串から時津町区間の早期整備

東彼杵道路の計画路線への指定と早期事業化

イ 長崎南北幹線道路(長崎市 ~ 西彼杵郡時津町)の早期実現時津町から松山町区間の計画の具現化 諫早市と鹿島市間における地域高規格道路の早期整備

(3)幹線道路の整備について

幹線道路の整備については、交通渋滞の緩和等により沿線地域の社会・経済 活動等に寄与するとともに交通ネットワーク形成等に不可欠なため、次の事項 について特段の措置を講じること。

- 一般国道205号の早期整備
- ア 針尾バイパスの整備促進
- イ 現道の改良等

長崎外環状線(新戸町IC~柳田IC間)の早期着工

- 一般国道57号森山拡幅の早期整備
- ア 雲仙市愛野町愛野大橋から尾崎交差点までの区間の早期整備
 - 一般国道34号の早期整備
- ア 大村拡幅の事業促進
- イ 本野入口交差点(下大渡野町)改良事業の早期整備
 - 一般国道382号の整備促進
- (4)架橋の実現について

架橋は、地域の経済・文化・医療さらに教育の向上等に不可欠なため次の事項について特段の措置を講じること。

九州西岸軸構想の中核となる島原・天草・長島架橋構想の推進 五島連絡橋建設のための調査事業の実施 嫦娥三島大橋と原島大橋架橋の早期実現 松島架橋の早期実現

3.港湾の整備促進について

港湾は、産業活動・生活を支える基幹的な社会資本であり、国際競争力強化、 産業再生、観光振興等を進めていくためには港湾の整備が不可欠であるため、整 備費の縮減を行わず、必要な港湾整備事業費の所要額を確保し、重点港湾の選定 の有無に係わりなく重要港湾の整備促進を図ること。 ・重要港湾(長崎港、佐世保港、厳原港、郷ノ浦港、福江港)

〇 道路整備の状況

		一般国道	都道府県道	市町村道	一般道路計
長崎県	整備率	55.4%	54.3%	46.0%	47.3%
这 啊 尔	改良率	90.5%	58.9%	46.0%	49.6%
全国	整備率	65.8%	57.8%	56.8%	57.3%
土国	改良率	91.7%	68.3%	56.8%	59.6%

[※]道路統計年報より(平成22年4月1日現在)

○ 道路関係経費の状況

単位:千円

	経費(A)	うち一般財源(B)	(B) / (A)
長崎市	19,114,137	10,769,344	56.3%
佐世保市	6,311,367	4,139,685	65.6%
島原市	1,545,526	782,265	50.6%
諫早市	5,163,936	3,737,765	72.4%
大村市	2,528,637	1,473,801	58.3%
平戸市	2,947,240	383,982	13.0%
松浦市	1,564,209	687,265	43.9%
対馬市	3,600,230	2,248,463	62.5%
壱岐市	2,024,505	886,544	43.8%
五島市	2,703,450	2,029,832	75.1%
西海市	3,742,587	1,005,486	26.9%
雲仙市	2,781,863	1,463,790	52.6%
南島原市	2,836,832	1,672,414	59.0%
合計	56,864,519	31,280,636	55.0%

[※]平成22年度決算統計資料より

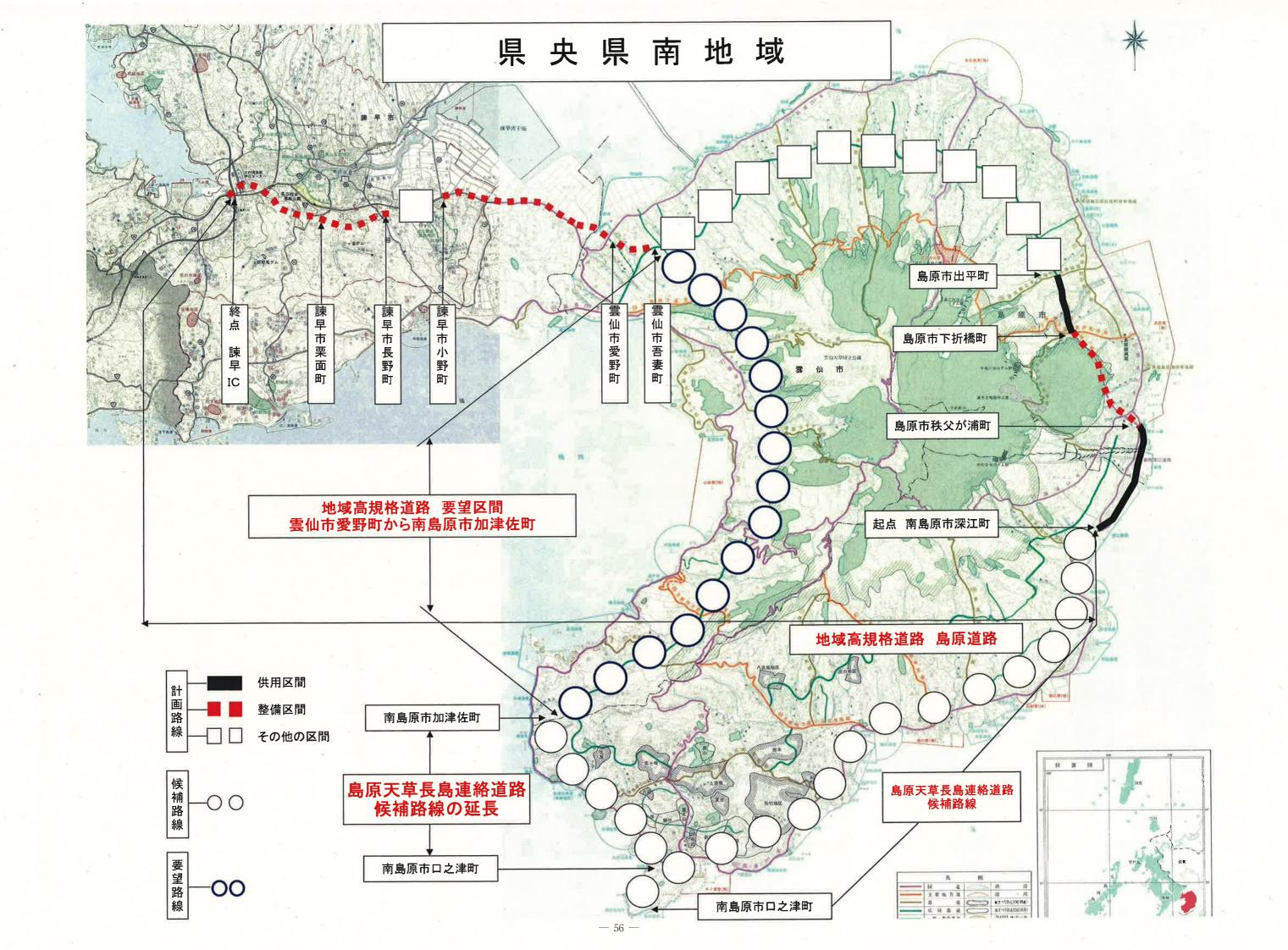
[※]一般財源は道路特定財源を除く

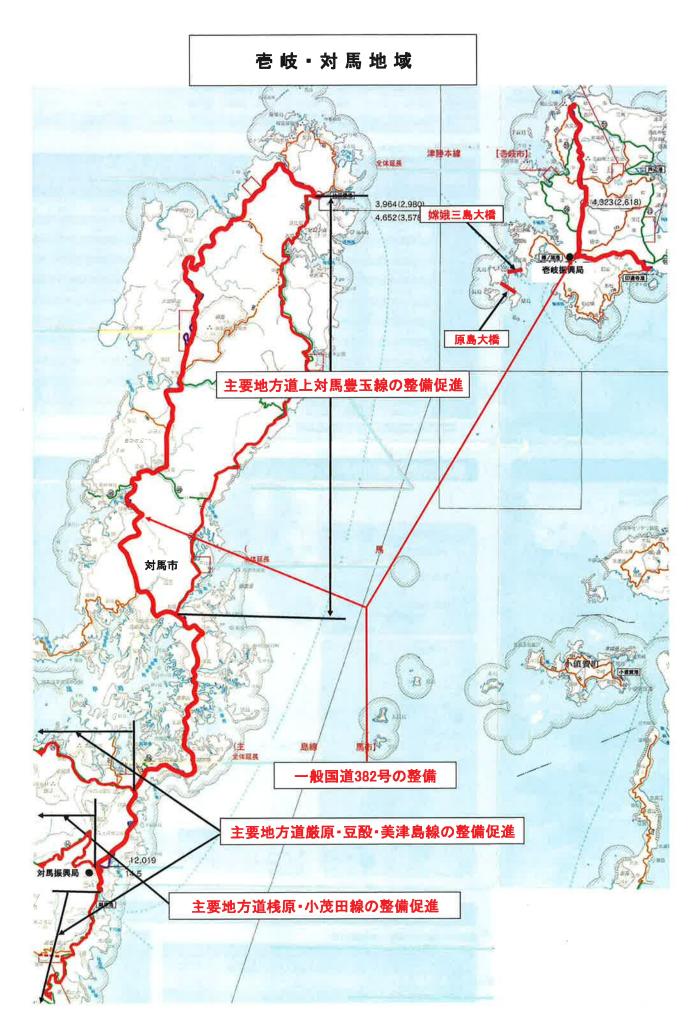
資料9-2











農林水産業の振興に関する提言について

農林水産業の振興を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

1. 農業の振興対策について

(1)集落営農の形成について

集落営農の組織化には、その地域の営農ビジョンに沿った助成対象事業が必要であるが、現在の農業者戸別所得補償制度では、水田及び水田の転作による関連作物が助成対象の中心となっている。また、平成23年度から、新たに、畑作物も助成対象となったが、対象となる作物は麦、そば、大豆、なたねに限られ、広い耕地面積を確保できない地域や気象条件が合わない地域では、作付けが難しい状況となっており、地域の営農形態に合った対象作物の拡充が図られるよう、制度の充実強化を図ること。

(2)農業者戸別所得補償制度について

農業者戸別所得補償制度については、関係機関で構成されている協議会が、実施要綱に定められている役割に基づき交付金の手続き等の事務を行っているが、市町への負担が大きい。地域主権のもと、国と地方が真に対等の立場で協力し、十分な協議を行い、本制度の仕組みを明確にした上で、農家が安心して制度に加入できるよう法制化を図るとともに、市町の事務の負担軽減を図ること。

(3)農業農村整備事業の安定的な予算の確保について

安定した効率的な食料体制を図るための農業生産基盤の整備や関連施設を適正に管理するための農業農村整備事業については、平成22年度以降、大幅に予算が削減されており、計画的な事業実施が困難な状況であることから、平成24年度予算の追加措置を講じるとともに、平成25年度予算を増額確保すること。

また、平成23年度から関係予算の一部が地域自主戦略交付金(一括交付金) へ移行されたことから、本交付金についても増額確保すること。

(4)農業災害補償制度における国庫負担について

農業を取り巻く情勢は、消費の低迷により価格が低下するなど、依然として大変厳しい状況にあることに加え、近年台風などの被害は少ないものの、地球温暖化・局地的豪雨など異常気象による農作物の被害、イノシシ等による鳥獣被害も年々増加しているため、農業共済掛金の国庫負担割合を現状のまま堅持すること。

(資料 10-1 参照)

(5)農業用機械及び施設の更新に係る支援について

共同利用の農業用機械及び施設については、新規導入時の支援だけでなく、既存事業で導入した施設・機械等の更新についても、例えば、今後10年程度の地域農業維持が可能であることなどの要件を付して補助事業の対象とすること。

(6)離島における農業災害の限度額について

離島地域は災害復旧費が本土地域と比較すると割高で、限度額を超えやすく、 復旧に掛かる農家負担が大きくなりやすいため、農地の災害復旧に支障をきたし ており、離島の農地保全を図るため、農地災害の傾斜度別1アール当たり事業費 の見直しを図ること。

2.独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構「果樹研究所カンキツ研究口之津拠点」の存続について

カンキツの新品種の育成、栽培技術の研究、病害虫防除対策及び果樹後継者の研修等の機能は、本県だけでなく、九州地域に共通する課題であり、共同して取り組むことが必要と考えられるが、口之津拠点の移転・統合は、九州全体の果樹研究等の連携・調整機能の低下につながると危惧されることから、カンキツ研究の一層の充実強化をすべく、口之津拠点の現在地での存続を要請する。

(資料 10-2 参照)

3. TPP(環太平洋連携協定)参加への慎重な対応について

(1)環太平洋連携協定への参加判断について

国においては、昨年11月に関税撤廃が原則となっている環太平洋連携協定への交渉参加を表明したが、協定への参加は、国内農林水産業へ甚大な影響を与えるのみならず、我が国の食料事情を危うくすることも懸念される。食料安全保障の観点からも慎重な対応を行うこと。

(2)メリット・デメリットの審議について

環太平洋連携協定への参加については、全産業分野にわたって、そのメリット、 デメリットについて、国会等で慎重に審議するとともに、国民に対し詳細な情報 提供を行うこと。

(3)今後の国際貿易交渉について

今後の国際貿易交渉に当たっては、「多様な農林水産業の共存」を基本理念として、農山漁村の多面的機能の発揮や食料安全保障の確保を図るなど、日本提案の実現を目指すというこれまでの基本方針を堅持し、食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内の農林水産業の将来にわたる確立と振興などを損なわないよう対応すること。

4.水産業の振興対策について

(1)水産物の島外輸送コストの軽減対策について

離島漁業再生支援交付金については、漁場の生産力向上のために種苗放流、漁場の管理・改善、産卵場・育成場の整備、海岸環境など数々の取り組みがなされており、交付金のほとんどが漁場環境改善対策に有効活用がなされているが、漁場環境の悪化と併せて燃油高騰、漁獲物の減少と価格低迷が水産業の後継者対策に大きく影響していることから、漁家の所得向上を図るため、水産物の島外輸送コストの軽減対策については、離島地域における新たな交付金としての制度拡充を図ること。

(2)トラフグ養殖業の保護について

フグ食が禁止されている中国から輸入される安価な養殖トラフグの供給過剰に伴う価格の下落により、トラフグ養殖業を断念する漁民も現れている。こうした厳しい状況を踏まえ、国内のトラフグ養殖業を保護するため、中国でのフグ食解禁を待つのではなく、全国海水養魚協会等と連携し、中国において安全にフグを食することができるよう加工処理技術の習得に向けた支援を行うことによりフグ食の解禁を働きかけ、中国国内におけるフグの消費拡大につなげること。

(3)放置船等に関する対策について

船舶等が放置されることによる漁業活動や環境、景観等への影響が懸念される ため、次のような対策及び制度の充実を図ること。

海上保安庁との連携により放置船等に対する監視・罰則の強化 漁船登録時における廃船処理に関する費用預託や誓約書の提出 登録抹消や変更登録等の申請時における当該船舶の確実な状況確認 日本小型船舶検査機構と自治体との情報共有化の構築

(資料10-3参照)

(4)漁業就業者対策の充実について

「漁業就業者確保・育成対策事業」においては、現在漁家子弟(漁業者の子息) が漁業研修を受ける際には、原則対象外となっている。近年では漁家子弟であっ ても親族以外から指導を受けることが多く、謝金制度を活用することにより、高 度な技術をもった指導者の下で研修の実施が可能となるが、現行制度では漁家子 弟が本制度を活用できない事例が発生している。よって、地元定着率が高い漁家 子弟のため、全ての漁家子弟を対象とすること。

資料10-1

平成22年度 長崎県市町別イノシシ被害額調べ(上位順)

【単位 金額:千円 被害面積:ha 被害量:t】

順位	市	町名		金額	被害面積	被 害 量
1	西	海	市	49,211	108	355
2	長	崎	中	47,919	74	257
3	平	戸	井	44,809	43	494
4	佐	\(\tau \)		43,280	31	475
5	南島	易原	귀	37,989	58	198
6	松	浦	市	36,646	82	873
7	佐 t	世 保	귀	34,115	47	422
8	諫	早	귀	31,555	33	183
9	大	村	市	15,668	46	88
10	対	馬	市	14,582	37	105
11	長	与		14,158	6	104
12	雲	仙	市	11,547	23	122
13	東循	皮 杵	町	8,508	8	35
14	時	津	町	6,018	18	34
15	新上	五島	町	2,778	2	37
16	島	原	市	2,710	4	30
17	波位	見	町	2,153	5	9
18	Ш	棚	町	1,866	4	8
19	壱	岐	市	15	1	1
20	小 個	首賀	町	12	0	0

(独) 農研機構 果樹研究所カンキツ研究口之津拠点 の移転統合について

○経過

平成18年4月、「(独) 農研機構第2期中期計画」に小規模研究拠点の見直しが明記され、平成20年12月に決定された「小規模な研究拠点の研究組織の見直しに係る基本計画」のなかで、平成27年度末までに口之津拠点の研究機能を、静岡県の興津拠点への移転・統合される計画となっている。



○口之津拠点の移転・統合による影響

九州地域は、みかんの国内生産量に占める割合は約33%(平成22年産)で、全国有数のみかんの 産地となっています。また、作付面積においても15,052ha(平成22年産)で九州地域の重要な 農作物の一つであり、本県も、九州地域では熊本県に次ぐ生産量となっております。

しかしながら、近年の価格の低迷、輸入果実の増加など、果樹農家を取り巻く状況は非常に厳しい状況にあり、九州地方に適した新品種育成・栽培技術の確立、病害虫対策、後継者の育成などへの対応が必要と考えられます。

このような状況の中、口之津拠点が移転・統合された場合、次のような影響が生じると考えられますので存続要望を行うものです。

- ①本県を中心とした九州地方に適合した中晩生カンキツ新品種育成
- ②口之津拠点が育成した新品種の特性や栽培管理の技術提供
- ③地球温暖化の影響を受けやすい九州地方の柑橘栽培や新規果樹に対する(独)農研機構果樹研究所の試験への取り組み
- ④九州全体の果樹研究の調整機能

参考

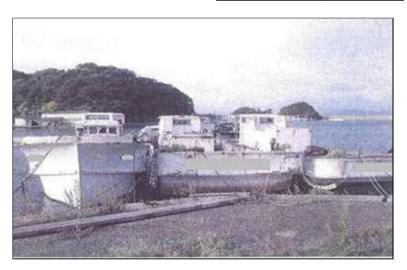
みかん(早生・普通温州)統計表(H22年産)

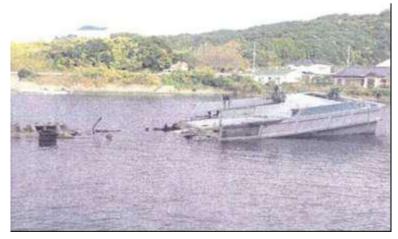
都	道府県	結果樹面積 (ha)	全国比	10a当たり収量 (kg)	収穫量(t)	全国比	出荷量(t)	全国比
全	国	46,100		1,700	786,000		700,100	
静	岡	5,470	11.87%	1,940	106,100	13.50%	93,400	13.34%
福	岡	1,800	3.90%	1,570	28,300	3.60%	26,000	3.71%
佐	賀	2,700	5.86%	1,670	45,100	5.74%	41,600	5.94%
長	崎	3,390	7.35%	1,600	54,200	6.90%	48,200	6.88%
熊	本	4,430	9.61%	1,840	81,700	10.39%	75,500	10.78%
大	分	875	1.90%	1,830	16,000	2.04%	14,000	2.00%
宮	崎	787	1.71%	1,690	13,300	1.69%	11,400	1.63%
鹿	児島	1,070	2.32%	1,430	15,300	1.95%	12,700	1.81%
沖	縄		_	_		l	Π	-
九	州計	15,052	32.65%	1,454	253,900	32.30%	229,400	32.77%

放置船等に関する対策について関連資料

県内の放置船等の状況 (漁港区域内) (H24.8.2調査)

長崎市	10隻
佐世保市	130隻
諫早市	0隻
大村市	0隻
対馬市	0隻
壱岐市	50隻
平戸市	27隻
松浦市	10隻
五島市	63隻
西海市	0隻
島原市	0隻
南島原市	40隻
雲仙市	31隻





地域経済の活性化に関する提言について

地域経済の活性化を図るため、次の事項について強く要請する。

1.企業立地促進のための支援措置について

地方税を減免した自治体への普通交付税の減収補てん措置に関し、補てん措置の 対象となる資産に償却資産(機械及び装置)を追加すること。

(資料 11-1 参照)

2. 九州地方整備局雲仙復興事務所による雲仙普賢岳溶岩ドームの崩壊影響に関する技術的検討の実施と同事務所の存続について

(1)調査対象について

溶岩ドーム崩壊に伴い発生する現象及び被害の影響範囲を調査対象として、学 識者の意見を反映させ、雲仙復興事務所の高度な技術力を駆使し早急に検討を実 施すること。

(2)防災監視・観測体制の強化・存続について

土石流及び溶岩ドーム崩壊に対する地元住民の懸念が払拭されない中、雲仙復興事務所を国の出先機関原則廃止の対象とはせず、地域住民の生命・財産を守るため、同事務所の防災監視・観測体制をさらに強化し存続させること。

3. ジオパークを対象とした取り組みへの支援制度の創設について

地球環境問題の改善や防災意識の啓発などと地域経済の発展を両立させ、持続可能で魅力的な地域社会の構築を目的とする「世界ジオパーク」は、地域資源を保全・活用し地域が自立できる地域分権型社会を推進するための世界全体の取り組みであるため、国を挙げて支援する体制整備及び財政的支援の創設を要請する。

企業立地促進のための支援措置について 関連資料

- 1.「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する 法律(通称:企業立地促進法)」(平成19年6月11日施行)に基づく基本 計画の同意状況
 - ①長崎県県北地域基本計画(平成19年10月17日同意) 佐世保市、平戸市、松浦市、西海市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、 佐々町
 - ②長崎県県央地域基本計画(平成19年12月20日同意) 諫早市、大村市、東彼杵町
 - ③長崎地域基本計画(平成20年3月25日同意) 長崎市、長与町、時津町
 - ④島原地域基本計画(平成20年3月25日同意) 島原市、雲仙市、南島原市
 - ⑤対馬・壱岐・五島地域基本計画(平成20年6月16日同意) 対馬市、壱岐市、五島市、新上五島町
 - ⑥九州広域地域産業活性化基本計画(平成23年8月29日同意) 九州全域の188市町村(うち長崎県21市町)

2012 年 6 月 12 日現在 長崎県ホームページ(企業立地課) 九州経済産業局ホームページ (産業立地) より

- 2. 地方交付税に関する特別措置
 - ①<u>普通交付税の課税免除等に対する減収補てん措置</u> 固定資産税、不動産取得税を課税免除等した自治体に対し、減収分を普通交付税で補てん。
 - ②企業立地促進のための経費に対する特別交付税措置 企業立地に伴う地方税収の一部について、企業立地支援のための財政需要として 特別交付税を交付。
- 3. 措置の対象となる施設に係る取得価格要件

『承認企業立地計画に基づき取得した施設における家屋又は**構築物を構成する**

減価償却資産及び当該家屋又は構築物の敷地である土地の取得価格』

機械及び装置が補てんの対象にならない!